

復 興 整 備 計 画
（第9回変更）

岩 沼 市 ・ 宮 城 県

平成29年4月5日

<p>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</p>
<p>岩沼市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>
<p>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</p>
<p>① 今後十年から数百年に1回程度発生すると想定される津波及び高潮から人命や財産を守る。 ② 今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフトの施策の組み合わせにより安全性を確保する。 ③ 高齢化や人口減少等を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。 ④ 農地の大区画化と利用集積を図り、生産性の高い農業を実施する。 ⑤ 住民の電力供給に対する不安解消への取組みとして、自然再生可能エネルギー産業を誘致し、平常時における電力供給源への自然再生可能エネルギーの導入及び災害時における避難所等への電力供給体制の構築を図る。</p>
<p>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 「災害に強い地域づくり」の観点から、市道空港三軒茶屋線（第3次防潮）の西側へ沿岸集落の移転先を確保し、貞山堀（第2次防潮）と第3次防潮との間を農地等とする。第2次防潮より東側は防災林、公園・農地及び工業団地とする。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 東日本大震災の津波による被害を考慮して、海岸沿いに防潮堤（第1次防潮）を設置し、貞山堀護岸及び道路の嵩上げを行い、第2次防潮（貞山堀）及び第3次防潮（市道空港三軒茶屋線）を設置する。</p> <p>② 第3次防潮の西側の土地利用は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のコミュニティ確保及びコンパクトな市街地形成の観点から、沿岸集落の集団移転先の住宅団地（A地区及びB地区）及び災害公営住宅の住宅団地（C地区）を整備する。 ・農地においては、大区画化のためのほ場整備を推進するとともに、地域営農における復興のモデル的な取組みである集落営農を実践するため、乾燥調製貯蔵施設等（E地区、F地区及びG地区）を整備する。 ・既存工業ゾーンの西側においては、当面の間、農業的土地利用を図ることとし、産業の集積による雇用を創出するため、一部区域で新たに工業系開発（H地区）を実施する。 ・既存工業ゾーンの東側においては、平常時における電力供給源への自然再生可能エネルギーの導入及び災害時における避難所等への電力供給体制の構築を図るため、太陽光発電事業（D地区）を実施する。 <p>③ 第2次防潮から第3次防潮の間は農地とし、大区画化のためのほ場整備を推進する。</p> <p>④ 第2次防潮東側の沿岸部は、防災林、公園・農地及び工業用地とする。</p> <p>⑤ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	<u>H地区</u>	<p>事業名称：<u>土地区画整理事業（矢野目西地区）</u> 実施主体：<u>岩沼市</u> 実施区域：<u>別添の復興整備事業総括図のとおり</u> 実施予定期間：<u>平成29年度～32年度</u> 種類：<u>土地区画整理事業</u></p>
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	<p>事業名称：集団移転促進事業（玉浦西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～<u>29</u>年度 集団移転促進事業計画については、平成24年3月30日に国土交通大臣の同意みなし、同年10月25日に第1回変更同意、平成26年3月27日、平成27年6月29日、平成28年3月31日、<u>同年7月7日及び平成29年3月27日</u>に軽微な変更に係る届出</p>
	B地区	<p>事業名称：集団移転促進事業（三軒茶屋西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～<u>29</u>年度 集団移転促進事業計画については、平成24年3月30日に国土交通大臣の同意みなし、同年10月25日に第1回変更同意、平成26年3月27日、平成27年6月29日、平成28年3月31日、<u>同年7月7日及び平成29年3月27日</u>に軽微な変更に係る届出</p>
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		

(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	C地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（玉浦西地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～26年度
	D地区	事業名称：太陽光発電事業（相野釜西地区） 実施主体：いわぬま臨空メガソーラー株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（1工区～2工区） 実施予定期間：平成24年度～26年度（平成27年4月発電開始予定）
	E地区	事業名称：乾燥調製貯蔵施設等整備事業（林地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	F地区	事業名称：乾燥調製貯蔵施設等整備事業（寺島地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	G地区	事業名称：乾燥調製貯蔵施設等整備事業（玉浦南部地区） 実施主体：岩沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から平成 <u>32</u> 年度まで 29		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

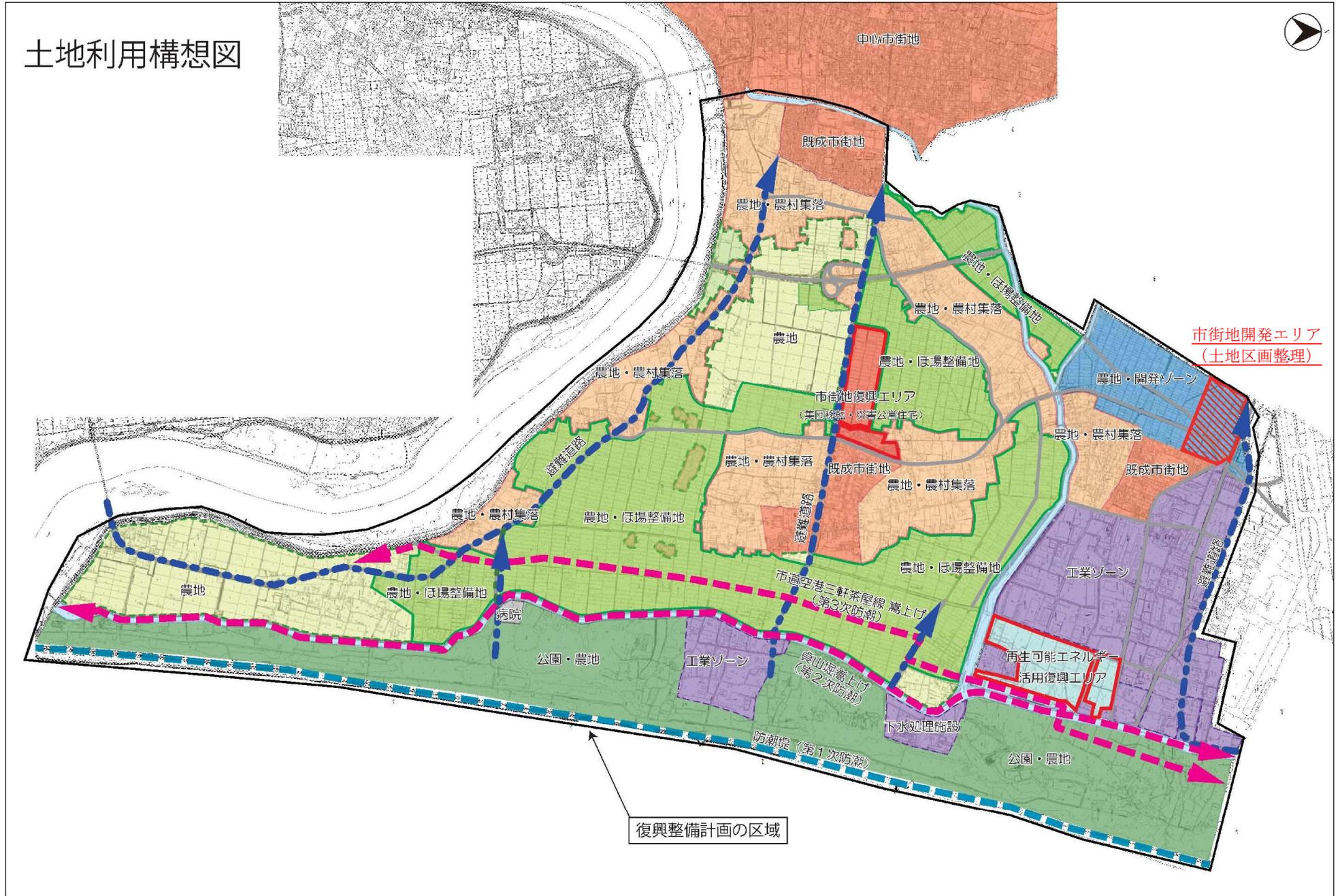
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	A地区	○ ○	○									
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	○ ○	○									
3	その他施設の整備に関する事業	D地区	○ ○ (1工区・2工区)										
4	その他施設の整備に関する事業	E地区		○									
5	その他施設の整備に関する事業	F地区		○									
6	その他施設の整備に関する事業	G地区		○									
<u>7</u>	<u>市街地開発事業</u>	<u>H地区</u>	<u>○</u>										

(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。

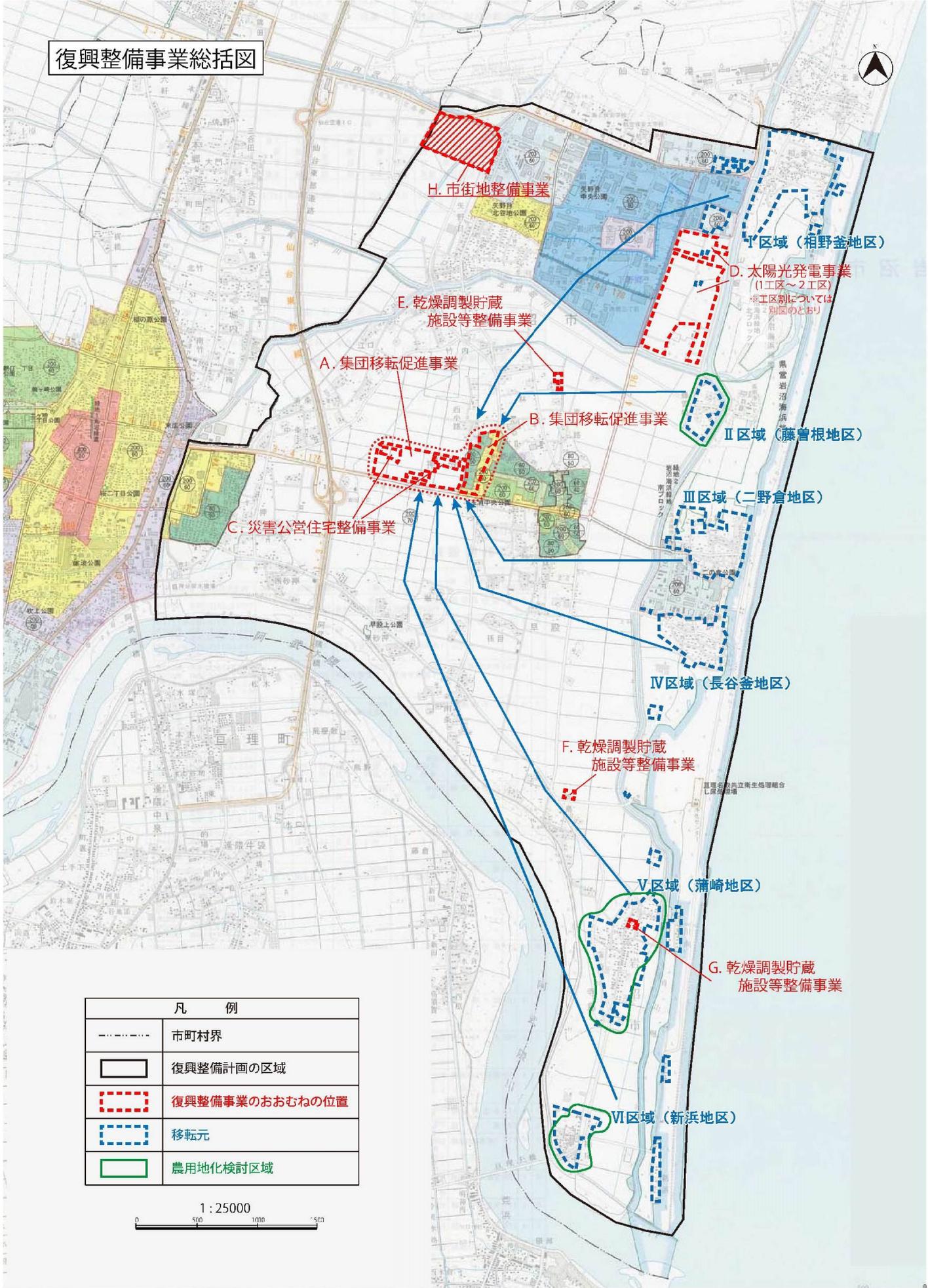
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。

3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



復興整備事業総括図



凡 例	
-----	市町村界
□	復興整備計画の区域
□	復興整備事業のおおむねの位置
□	移転元
□	農用地化検討区域



工区割図

D 太陽光発電事業(相野釜西地区)
1工区~2工区

相野釜-1

相野釜-1

相野釜-2

- 凡例
- 復興整備事業の区域
 - 工区

1:10,000

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行爲の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

○本区域の被災農地は、用排水路の改修、塩分除去、土壌改良等による復旧を図るとともに、農業の復興及び発展のため、Iほ場の大区画化 II高付加価値化 III農事組合法人による低コスト化と効率的な農業経営の実現を目指す。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

Iほ場の大区画化

津波により被災（浸水）した農地等については、東日本大震災復興交付金等を活用し、農山漁村地域復興基盤総合整備事業による基盤整備と被災地域農業復興総合支援事業等による農業施設等の整備を行い、単なる原形復旧にとどまらず、農地の大規模化と農業機械の大型化による収益性の高い農業経営の実現を図り、復旧・復興を加速させる。

《農山漁村地域復興基盤総合整備事業》

地区名：岩沼地区、事業面積：764.3ha

《被災地域農業復興総合支援事業》

農業機械、乾燥調整施設、園芸施設等の整備（林・長谷釜・寺島・玉浦南部の4農事組合法人）

《東日本大震災農業生産対策交付金》（国庫交付金）

農業機械、乾燥調整施設、園芸施設等の整備（林・長谷釜・寺島・玉浦南部・玉浦中部・野菜のキセキの6農事組合法人と1有限会社の計7法人）

II高付加価値化

園芸施設等を活用し、地場産品であるキュウリのブランド化を図る。

III農事組合法人による低コスト化と効率的な農業経営の実現

これまでの個別完結型農業から農事組合法人による経営の大規模化を図り、低コスト化と効率的で安定した農業経営を実現させる。また、6次産業化に向けた施設整備を行う。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 地震による大規模な地盤沈下や津波（浸水）による塩害を受けた農地については、単なる原形復旧にとどまらず、東日本大震災復興交付金を活用し、地域の合意形成を図りながら大規模なほ場整備を実施するとともに農業施設等の整備を行い、引き続き、農業振興地域にある農地を優良農地として確保する。
 ○集団移転跡地にある農業振興地域内農用地区域については、農地復旧を行うとともに、引き続き、新たな担い手（農事組合法人等）による農地の有効活用を図り、耕作放棄地の発生を抑制する。
 ○復興交付金を活用してほ場整備事業を実施した農地については、引き続き農用地区域として設定し、復興整備計画の期間中は農振除外を認めないこととするとともに、計画期間が満了した後も優良農地として確保することを原則とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 被災した農地概ね1,200haのうち、764.3haについては、大区画化ほ場整備を実施し、農事組合法人等より高付加価値化・低コスト化を図りながら農業経営に努めている。
- 集団移転跡地のうち蒲崎・新浜地区については、大区画化ほ場整備に併せて宅地の整序化を行い、6次産業化に向けて周辺農地と一体的な土地利用を図る。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	玉浦西地区	集団移転促進事業	住宅地	15.5ha	15.5ha	15.5ha	15.5ha	岩沼市	H23～ <u>29</u>	770人 (192戸)	市街化調整区域	・移転元：I～VI、107ha 市街化調整区域 770人（192戸） 移転跡地：公園及び農地
C地区	玉浦西地区	災害公営住宅整備事業	住宅地	4.5ha	4.5ha	4.5ha	4.5ha	岩沼市	H23～26	820人 (224戸)	市街化調整区域	・移転元：I～VI、107ha 市街化調整区域 620人（156戸） 移転跡地：公園及び農地 ・移転元：当該区域内のI～VI以外からの災害公営住宅利用希望者 200人/820人（68戸/224戸）
D地区	相野釜西地区 1工区 2工区	その他施設の整備	事業施設用地	43.6ha 43.4ha 0.2ha	33.0ha 32.9ha 0.1ha	43.6ha 43.4ha 0.2ha	33.0ha 32.9ha 0.1ha	いわぬま臨空メガンソーラー（株）	H24～26	—	市街化調整区域	—
<u>H地区</u>	<u>矢野目西地区</u>	<u>市街地開発事業</u>	<u>工業用地</u>	<u>18.1ha</u>	<u>14.2ha</u>	<u>16.3ha</u>	<u>14.2ha</u>	<u>岩沼市</u>	<u>H29～H32</u>	<u>—</u>	<u>市街化調整区域</u>	<u>—</u>
計				<u>81.7ha</u> 63.6ha	<u>67.2ha</u> 53.0ha	<u>79.9ha</u> 63.6ha	<u>67.2ha</u> 53.0ha			1,590人 (416戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：玉浦西 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
2	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ S60	20ha 用排水路	完了	直轄	住居を安全な場所へ移転するため、必要な宅地面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、現在新興住宅地として事業施行中の三軒茶屋西地区土地区画整理事業の西側へ集団的に移転を行う予定。 また、移転先開発地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年3月に調整済みであり、農業用排水路については、機能維持を図ることで同事務所、同改良区と平成24年3月に調整済み。
3	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	20ha 用排水路	完了	補助	住居を安全な場所へ移転するため、必要な宅地面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、現在新興住宅地として事業施行中の三軒茶屋西地区土地区画整理事業の西側へ集団的に移転を行う予定。 また、移転先開発地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年3月に調整済みであり、農業用排水路については、機能維持を図ることで同事務所、同改良区と平成24年3月に調整済み。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>移転先の開発地からの汚水排水については、開発地南側の流域下水道（阿武隈川幹線）へ放流し、県南浄化センターにて処理する計画としている。また雨水排水については、移転先開発地に計画整備される調整池で流量調整を行った後、開発地外の二野倉排水路（下水道事業として整備予定）を経由して河川に放流する計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成25年度予定（農用地利用計画の変更）
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：相野釜西 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	相野釜地区 団体営 ほ場整備 事業	相野釜地区	名取土地 改良区	87ha	S41～ S42	33.0ha 用排水路	完了	補助	震災復興計画に揚げる自然エネルギーの活用等を具現化するため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、臨空工業団地東側へ事業実施予定。 また、施設整備用地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路については、区域内は不要となり区域外への影響はない旨、同改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路の災害復旧等については、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年10月に調整済み。
2	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ S60	33.0ha 用排水路	完了	直轄	震災復興計画に揚げる自然エネルギーの活用等を具現化するため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、臨空工業団地東側へ事業実施予定。 また、施設整備用地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路については、区域内は不要となり区域外への影響はない旨、同改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路の災害復旧等については、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年10月に調整済み。
3	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	33.0ha 用排水路	完了	補助	震災復興計画に揚げる自然エネルギーの活用等を具現化するため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないため、臨空工業団地東側へ事業実施予定。 また、施設整備用地を事業区域から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路については、区域内は不要となり区域外への影響はない旨、同改良区と平成24年9月に調整済み。農業用排水路の災害復旧等については、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年10月に調整済み。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

相野釜西地区内の太陽光発電事業区域以外の農地については、河川、市道、下水道事業等の用地として用途が変更されることから、影響はない。また、同地区へ流入する用水路については、都市側の排水路へ用途変更を行う。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成25年度予定（農用地利用計画の変更）
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 矢野目西 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
<u>2</u>	<u>国営かん がい排水 事業</u>	<u>名取川地区</u>	<u>農林水産 省</u>	<u>4,450 ha</u>	<u>S42 ～ S60</u>	<u>14.2 ha 用排水路</u>	<u>完了</u>	<u>直轄</u>	<u>震災復興計画に掲げる物流拠点の整備等を具現化する ため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事 業受益地以外には確保できないため仙台空港フロンティ アパーク南側へ事業実施予定。 また、区画整理事業用地を事業区域から除外すること については、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良 区と平成28年4月に調整済み。農業用排水路については 、付替え等により区域外への影響はない旨、同改良区と 平成28年6月に調整済み。</u>
<u>3</u>	<u>名取川地 区国営附 帯県営か んがい排 水事業</u>	<u>名取川地区</u>	<u>宮城県</u>	<u>3,773 ha</u>	<u>S45 ～ H 3</u>	<u>14.2 ha 用排水路</u>	<u>完了</u>	<u>補助</u>	<u>震災復興計画に掲げる物流拠点の整備等を具現化する ため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事 業受益地以外には確保できないため仙台空港フロンティ アパーク南側へ事業実施予定。 また、区画整理事業用地を事業区域から除外すること については、宮城県仙台地方振興事務所、名取土地改良 区と平成28年4月に調整済み。農業用排水路については 、付替え等により区域外への影響はない旨、同改良区と 平成28年6月に調整済み。</u>
<u>4</u>	<u>国営名取 川土地改 良事業 (国営施 設応急対 策)</u>	<u>名取川地区</u>	<u>農林水産 省</u>	<u>2,653 ha</u>	<u>H28 ～ H32</u>	<u>14.2 ha</u>	<u>実施中</u>	<u>直轄</u>	<u>震災復興計画に掲げる物流拠点の整備等を具現化する ため、必要な事業面積を確保する必要があるが、当該事 業受益地以外には確保できないため仙台空港フロンティ アパーク南側へ事業実施予定。 また、区画整理事業用地を事業区域から除外すること については、東北農政局、宮城県仙台地方振興事務所、 名取土地改良区と平成29年3月に調整済み。</u>

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

汚水排水については、公共下水道の処理区域であることから、下水道管渠に流入することが可能である。また、雨水排水についても調整池を設置し、排水量を調整した上で幹線排水路（葉の木堀排水路）に放流するため、周辺の農地に対する影響はない。

農業用排水路については、用排水路の付替えを行い施設の機能を確保するため、周辺農地への用排水に対する影響はない。

なお、農業用排水路については、事業主体である東北農政局及び施設管理者である名取土地改良区と協議済みであり、周辺農地での営農に支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

平成29年度予定（農用地利用計画の変更）

市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

（注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

（2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

（3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

（4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

（5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

（6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

農業関係施策図面番号1 相野釜地区団体営ほ場整備事業

名取土地改良区相野釜地区換地図

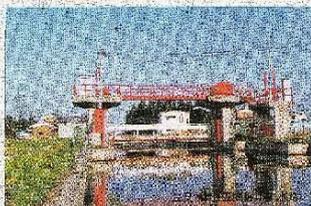
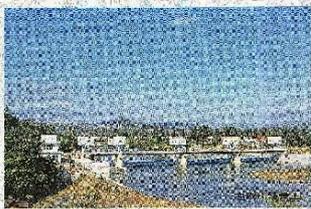
縮尺は十分の一

天口



農業関係施策図面番号2 国営かんがい排水事業

名取川農業水利事業計画一般平面図



凡 例	
	新線水路(固設)
	懸 崖
	止 水 分 木 工
	幹 線 水 路 (原 色)
	新線排水路(固設)
	新線排水路(掘削)
	幹線排水路(掘削)
	排 水 管 線
	防 濁 樋 井
	サイフォン
	受 水 池

1 : 50,000

平成3年2月

仙台市青葉区三日町13-30 株式会社 仙會地間の店

農業関係施策図面番号4
国営名取川土地改良事業(国営施設応急対策)

名取川頭首工

仙台市

名取市

岩沼市



阿武隈土地改良調査管理事務所
名取支所

復興整備事業区域

縮尺 S=1/51500

0 1000 2000 3000m

凡 例

	受益地
	頭首工(改修)
	用水路(既設利用)
(開渠)	
	用水路(既設利用)
(トンネル・暗渠)	

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所



農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	玉浦西地区	岩沼市
災害公営住宅整備事業	玉浦西地区	岩沼市	

図面記号									
A・C									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙のとおり						
	計		189,885 ㎡(田 186,218 ㎡ 畑 3,667 ㎡)						
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>1 土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とすることとしており、また、法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し調整池で流量調整を行った後、開発地外の農業用排水路を経由して貞山堀に放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。農業用排水路の使用については、名取土地改良区と平成24年3月19日付けで調整済み。</p> <p>2 農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、名取土地改良区と平成24年3月19日付け協議済み。</p>								

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	105-1	田	田	1,537	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	14-2	田	田	692	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	95-1	田	田	1,147	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	29-2	田	田	751	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	19-1	田	田	1,187	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	20	田	田	396	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	46	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113	田	田	547	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	97	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	98	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	7-1	田	田	881	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	27	田	田	579	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	59	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	94	田	田	1,196	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	99	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	84-1	田	田	694	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	106	田	田	1,150	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	106-1	田	田	872	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	107	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	111	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	104	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96-1	田	田	370	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	33-1	田	田	245	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34	田	田	1,130	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34-1	田	田	826	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	35	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	101	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	102	田	田	595	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	105	田	田	466	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	81	田	田	1,586	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	73	田	田	1,804	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	73-1	田	田	198	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	74	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	75	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121	田	田	1,157	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121-1	田	田	297	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	121-2	田	田	568	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	118	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	18-1	田	田	1,189	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	47	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	42	田	田	1,289	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	43	田	田	1,765	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	43-1	田	田	257	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	82	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	20-1	田	田	783	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72-2	田	田	714	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	6-1	田	田	874	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	69	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	70	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	39	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	44	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	45	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	36	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	95	田	田	643	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	55	田	田	1,494	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	94-1	田	田	826	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	37	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	51	田	田	1,619	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	52	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	40	田	田	1,685	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	10-1	田	田	816	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	53	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	54	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	55-1	田	田	509	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	11-1	田	田	859	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	12	田	田	912	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	13-1	田	田	955	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	29-1	田	田	307	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	30-3	田	田	328	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-3	田	田	767	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	114	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	24-1	田	田	1,108	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	25-1	田	田	1,104	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	30-1	田	田	760	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	31-1	畑	畑	699	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	119	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	120	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	49	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	50	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	14-1	田	田	312	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	15-1	田	田	1,043	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	16-1	田	田	1,104	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	17-1	田	田	1,138	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	83	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	84	田	田	1,328	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72-1	田	田	396	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	89	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	90	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	23-1	田	田	1,107	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96-2	田	田	446	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	71	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	72	田	田	892	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	115	田	田	1,024	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	115-1	田	田	998	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	116	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	56	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	57	田	田	1,388	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	57-1	田	田	634	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	58	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	34-2	田	田	66	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	100-1	田	田	1,031	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	108	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	109	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	26-1	田	田	1,090	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	40-1	田	田	337	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	51-1	田	田	403	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	80	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	41	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	42-1	田	田	714	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	21-1	田	田	1,200	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	22-1	田	田	1,167	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	32-1	畑	畑	945	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	81-1	田	田	436	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	28-1	田	田	481	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	28-2	田	田	599	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	27-1	田	田	511	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	38	畑	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	102-1	田	田	1,428	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	103	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	110	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	8	田	田	852	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	9-1	田	田	827	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	78	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-1	田	田	401	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	113-2	田	田	329	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	117	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	77	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	79	田	田	958	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	96	田	田	773	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	112	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	76	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	85-1	田	田	634	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	86	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	87	田	田	2,003	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	88	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	91	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	92	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	93	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	48	田	田	2,023	農用地	市街化 調整区域

(別紙) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
岩沼市押分字新筒下	33	田	田	1,084	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	33-2	田	田	401	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	85	田	田	1,388	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	79-1	田	田	1,064	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	122	田	田	1,844	農用地	市街化 調整区域
岩沼市押分字新筒下	100	田	田	991	農用地	市街化 調整区域
計 145筆	189,885㎡	(田 186,218㎡		畑 3,667㎡)		

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電事業	相野釜西地区 (1工区)	いわぬま臨空メガソーラー株式会社

図面記号									
D									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1のとおり						
	計		328,510.7 ㎡(田 273,354.0 ㎡ 畑 55,156.7 ㎡)						
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	地上権	設定	復興整備計画公表後	22年					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>1 土砂の流出その他の被害防除 メガソーラーの設置に関しては、現状の地盤を活用することから、雨水等による土砂の流出が見込まれず、土砂の流出防止措置は不要である。雨水については、区域内中央部、東部の幹線排水路に集水し、葉の木堀へ放流する旨、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年9月に調整済み。 なお、事業用地の畦畔の高さを10cmとしており、10cm以上の湛水が可能であることから、調整池は不要である旨、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年10月に調整済み。</p> <p>2 農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については不要となる旨、名取川土地改良区と平成24年9月に調整済み。</p> <p>3 事業区域の内、2工区は既存道路に面しており、当分の間の営農への影響は生じない。</p>								

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字汐入二	31番	畑	畑	889			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	13番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入二	44番	畑	畑	677			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番5	畑	畑	421			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	13番1	畑	畑	422			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	14番1	畑	畑	216			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	15番1	畑	畑	300			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	15番2	畑	畑	130			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	22番	畑	畑	1,169			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	24番1	畑	畑	125			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	27番1	畑	畑	237			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	29番2	畑	畑	633			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	18番1	畑	畑	516			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	18番2	畑	畑	486			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	45番1	田	田	1,660			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	45番2	田	田	1,438			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	19番	田	田	2,964			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入二	47番	畑	畑	462			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	16番	畑	畑	1,599			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	20番	田	田	206			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	21番	畑	畑	766			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入四	90番2	田	田	57			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入四	91番2	田	田	212			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	22番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	45番	田	田	1,548			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字大瀬	21番	田	田	723			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	3番	畑	畑	739			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	26番	畑	畑	739			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	12番1	畑	畑	296			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	25番1	田	田	3,489			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	44番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	45番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	46番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	11番	田	田	558			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番1	畑	畑	582			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	15番	畑	畑	477			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	16番	畑	畑	461			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	17番	田	田	1,524			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	18番	田	田	1,983			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	56番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	57番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	23番	田	田	1,196			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	24番	田	田	2,200			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番3	畑	畑	429			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番4	畑	畑	462			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	29番	畑	畑	652			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	30番	畑	畑	218			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	47番	田	田	1,164			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	54番	田	田	1,529			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	55番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字汐入三	8番6	畑	畑	538			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	42番	畑	畑	223			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	14番	田	田	1,709			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	9番1	田	田	1,458			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	9番	田	田	297			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番7	畑	畑	578			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番8	畑	畑	598			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	32番1	畑	畑	389			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字三人谷地	41番1	畑	畑	1,127			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番9	畑	畑	507			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	12番	畑	畑	827			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字三人谷地	39番	畑	畑	1,614			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	4番	田	田	1,307			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	8番10	畑	畑	487			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	84番	田	田	14			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	92番	畑	畑	259			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	9番	畑	畑	805			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	17番	田	田	995			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	46番1	田	田	307			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	46番	田	田	2,780			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	10番	畑	畑	762			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	11番	畑	畑	1,057			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	23番	畑	畑	703			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	27番	畑	畑	940			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	1番1	田	田	2,258			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字立掛	1番2	田	田	462			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	1番	田	田	166			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	44番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	51番	田	田	2,367			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	13番	畑	畑	1,007			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	14番	畑	畑	780			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	15番	畑	畑	877			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	19番	畑	畑	877			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	32番3	畑	畑	299			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	40番	畑	畑	802			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	16番1	畑	畑	914			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	98番	田	田	632			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	99番	田	田	1,432			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	104番	田	田	1,735			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	16番	田	田	1,782			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	12番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	19番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	17番	畑	畑	863			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	28番	畑	畑	451			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	31番	畑	畑	432			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	24番	田	田	2,786			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	25番	田	田	2,792			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	42番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	43番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	7番1	田	田	818			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字汐入三	22番	畑	畑	941			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	43番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	37番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	108番1	田	田	897			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	9番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	28番1	田	田	2,930			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	32番2	畑	畑	410			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	5番	畑	畑	156			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	20番	田	田	1,264			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	21番	田	田	1,754			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	22番	田	田	2,788			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	23番	田	田	2,788			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	35番	畑	畑	931			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	33番1	田	田	2,919			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	36番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	14番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	2番1	田	田	137			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	8番1	田	田	406			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	8番	田	田	694			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	95番	畑	畑	226			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字汐入三	97番	田	田	10			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	2番2	畑	畑	755			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	12番2	畑	畑	231			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	17番1	畑	畑	2,112			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	102番	田	田	2,065			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字新実苗	103番	田	田	2,065			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	5番1	畑	畑	481			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	5番2	田	田	690			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	49番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	28番1	畑	畑	287			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	11番1	田	田	1,264			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	11番	田	田	926			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	30番1	畑	畑	1,654			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	31番	畑	畑	632			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番16	畑	畑	488			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番17	畑	畑	471			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番18	畑	畑	374.7			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番19	畑	畑	512			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番20	畑	畑	500			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番28	畑	畑	515			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番29	畑	畑	497			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	37番30	畑	畑	537			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	49番	畑	畑	192			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字高大瀬	33番	畑	畑	488			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	39番	田	田	1,320			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	100番	田	田	2,065			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	10番	田	田	348			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	25番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	22番	畑	畑	357			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	31番	畑	畑	930			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字三人谷地	40番	畑	畑	969			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	40番	田	田	2,592			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	6番1	田	田	43			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	2番2	田	田	1,564			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	2番	田	田	189			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	3番	田	田	1,837			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	43番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	2番1	畑	畑	53			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	12番1	田	田	2,782			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	13番1	田	田	1,610			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	14番1	畑	畑	775			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	6番	畑	畑	134			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	7番	田	田	813			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	8番	田	田	1,217			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	9番1	田	田	93			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	20番	田	田	1,034			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	11番	田	田	566			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	8番1	田	田	2,398			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	47番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	13番	田	田	1,809			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	26番	田	田	2,788			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	23番1	田	田	1,371			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字立掛	24番1	田	田	2,763			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	9番1	田	田	2,555			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	10番1	田	田	458			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字新菱沼	15番1	畑	畑	2,356			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	38番1	田	田	1,610			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	42番1	田	田	2,919			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	18番1	田	田	614			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	19番	畑	畑	895			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	27番1	田	田	2,641			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	40番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	48番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	1番	田	田	286			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	10番	田	田	759			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	41番	田	田	1,760			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	42番	田	田	1,338			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	46番	田	田	1,934			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	48番	田	田	3,113			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	8番1	田	田	991			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	8番	田	田	2,107			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	34番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	35番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	38番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	39番	田	田	2,780			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	41番	田	田	3,288			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	20番	田	田	2,070			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	47番1	田	田	2,919			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	20番	田	田	2,221			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	26番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字中西	27番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	25番	田	田	2,594			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	26番1	田	田	458			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	101番	田	田	2,065			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新菱沼	7番1	田	田	2,155			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	58番1	田	田	1,018			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	58番2	田	田	995			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	58番	田	田	1,074			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	59番1	田	田	2,919			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	105番1	田	田	453			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	106番1	田	田	1,081			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	107番1	田	田	872			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	109番1	田	田	784			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	109番2	田	田	1,213			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	109番3	田	田	243			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	109番9	田	田	50			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	109番10	田	田	59	地上権	宮城県	農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	7番1	田	田	2,918			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	7番	田	田	12			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	11番	田	田	2,749			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	12番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	15番	田	田	962			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	18番	田	田	272			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	19番	田	田	761			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	21番	田	田	2,857			農用地 区域内	市街化 調整区域

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字中西	23番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	24番	田	田	3,098			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	44番	田	田	1,538			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	50番1	田	畑	2,259			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	50番	田	田	1,135			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	52番	田	田	3,087			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字中西	53番	田	田	1,558			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	29番	田	田	835			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字大瀬	30番	畑	畑	219			農用地 区域内	市街化 調整区域
計 234筆		328,510.7 ㎡(田)		273,354 ㎡ 畑	55,156.7 ㎡			

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電事業	相野釜西地区 (2工区)	いわぬま臨空メガソーラー株式会社

図面記号									
D									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1のとおり						
	計		1,487.0 ㎡(田 1,487.0 ㎡ 畑 0.0 ㎡)						
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	地上権	設定	復興整備計画公表後	22年					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>1 土砂の流出その他の被害防除 メガソーラーの設置に関しては、現状の地盤を活用することから、雨水等による土砂の流出が見込まれず、土砂の流出防止措置は不要である。雨水については、区域内中央部、東部の幹線排水路に集水し、葉の木堀へ放流する旨、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年9月に調整済み。 なお、事業用地の畦畔の高さを10cmとしており、10cm以上の湛水が可能であることから、調整池は不要である旨、名取川土地改良建設事業建設所と平成24年10月に調整済み。</p> <p>2 農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については不要となる旨、名取土地改良区と平成24年9月に調整済み。</p>								

(別紙1)

賃借権を設定しようとする土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利 の 種類	権利者の氏 名又は名 称	農振法	都市計画法
下野郷字新実苗	97番1	田	田	1,474			農用地 区域内	市街化 調整区域
下野郷字新実苗	97番4	田	田	13			農用地 区域内	市街化 調整区域
計 2筆		1,487.0 ㎡(田)		1,487 ㎡ 畑	0.0 ㎡)			

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 岩沼市桜一丁目6番20号 氏名 岩沼市長 井口 隆明		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	岩沼市押分字新筒下6番1ほか
	2 開発区域の面積	199,613.47平方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅、物販店舗（スーパー）、保育所等、集会所、長屋住宅
	4 工事施行者住所氏名	岩沼市相の原二丁目9-23 春山建設株式会社 岩沼市藤浪一丁目5-32 株式会社上の組 岩沼市下野郷字出雲屋敷80 株式会社佐藤建設 岩沼市相の原二丁目8-17 株式会社渡辺サービスセンター
	5 工事着手予定年月日	平成24年 8月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成26年 6月30日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

開発区域に含まれる地域の名称一覧（1工区）

岩沼市押分字新筒下 6 番 1、7 番 1、8 番、9 番 1、10 番 1 の一部、53 番の一部、54 番の一部、55 番の一部、55 番 1 の一部、56 番、57 番、57 番 1、58 番、59 番、69 番、70 番、71 番、72 番、72 番 1、72 番 2、73 番の一部、73 番 1、74 番の一部、75 番の一部、119 番、120 番、121 番、121 番 1、121 番 2、122 番、9 番 1 先道の一部、6 番 1 先水、10 番 1 先水の一部、56 番先水、69 番先水、70 番先水、73 番 1 先水の一部、119 番先水

開発区域に含まれる地域の名称一覧（2工区）

岩沼市押分字新筒下 10 番 1 の一部、11 番 1、12 番、13 番 1、14 番 1、14 番 2、15 番 1、16 番 1、17 番 1、18 番 1、19 番 1、20 番、20 番 1、21 番 1、22 番 1、23 番 1 の一部、24 番 1、25 番 1、26 番 1 の一部、27 番、27 番 1、28 番 1、28 番 2、29 番 1、29 番 2、30 番 1、30 番 3、31 番 1、32 番 1、32 番 3 の一部、33 番、33 番 1、33 番 2、33 番 3、33 番 4、33 番 5、34 番、34 番 1、34 番 2、35 番、36 番、37 番、38 番、39 番、40 番、40 番 1、41 番、42 番、42 番 1、43 番、43 番 1、44 番、45 番、46 番、47 番、48 番、49 番、50 番、51 番、51 番 1、52 番、53 番の一部、54 番の一部、55 番の一部、55 番 1 の一部、73 番の一部、74 番の一部、75 番の一部、76 番、77 番、78 番、79 番、79 番 1、80 番、81 番、81 番 1、82 番、83 番、84 番、84 番 1、85 番、85 番 1、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番、94 番、94 番 1、95 番、95 番 1、95 番 2、95 番 3、96 番、96 番 1、96 番 2、96 番 3、96 番 4、97 番、98 番、99 番、100 番、100 番 1、101 番、102 番、102 番 1、103 番、104 番、105 番、105 番 1、106 番、106 番 1、107 番、108 番、109 番、110 番、111 番、112 番、113 番、113 番 1、113 番 2、113 番 3、114 番、115 番、115 番 1、116 番、117 番、118 番、23 番 1 先道の一部、10 番 1 先水の一部、24 番 1 先水、33 番先水、73 番先水の一部、87 番先水、88 番先水、96 番 1 先水、105 番 1 先水

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	岩沼市押分字新筒下6番1ほか、水、道の一部							
設計の方針	防災集団移転及び災害公営住宅建設のための住宅建設を目的とした造成工事である。 雨水排水は、区域内防災調整池で調節し下野郷排水路に放流する。 土質は、表層部は砂質シルトが分布し下層部は砂層からなる。 造成計画は、切土は区域全体の表土剥ぎ取りと調整池部の掘削を行う。盛土は切土の土を一部公園に流用盛土し他は区域外へ搬出、その他の造成盛土は搬入土で行う。							
地域	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域		用途地域等	無指定			
地区等	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域		その他				
区画	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域							
工区区分	宅地造成工事	内		その他				
区画	規制区域	外						
工区区分	工 区	第1工区	第2工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	押分字新筒下6番1ほか、水、道の一部	押分字新筒下6番1ほか、水、道の一部					
	面積	m ² 34,266.30	m ² 165,347.17	m ²	m ²	m ² 199,613.47		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計	
	面積	m ²	m ² 185,429.00	m ²	m ² 13,555.77	m ² 628.70	m ² 199,613.47	
	割合	%	% 92.9	%	% 6.8	% 0.3	% 100.0	
土地の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計		
	面積	m ² 179,417.00	m ² 6,012.00	m ²	m ² 14,184.47	m ² 199,613.47		
	割合	% 89.9	% 3.0	%	% 7.1	% 100.0		
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他
	面積	一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他	計
	割合	m ² 98,400.32	m ² 21,387.69	m ² 1,700.02	m ² 37,065.60	m ² 26,781.28	m ² 14,278.56	m ² 199,613.47
区画設計	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積	
上水道施設	区画	m ²		m ²			m ²	
	戸建住宅 158	643.62		200.73			361.35	
	災害公営住宅 戸建 7	203.83		200.53			202.29	
	長屋 71	957.35		249.84			472.13	
住宅以外 4	21,387.69		500.00			5,771.93		
上水道施設	① 公 営 水 道	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計	
	ロ 簡 易 水 道				戸 建	共 同	計	
	ハ 専 用 水 道				165戸	171戸	336戸	
ニ そ の 他			計画人口	967人	人口密度	48人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (その2)

公共施設の整備計画

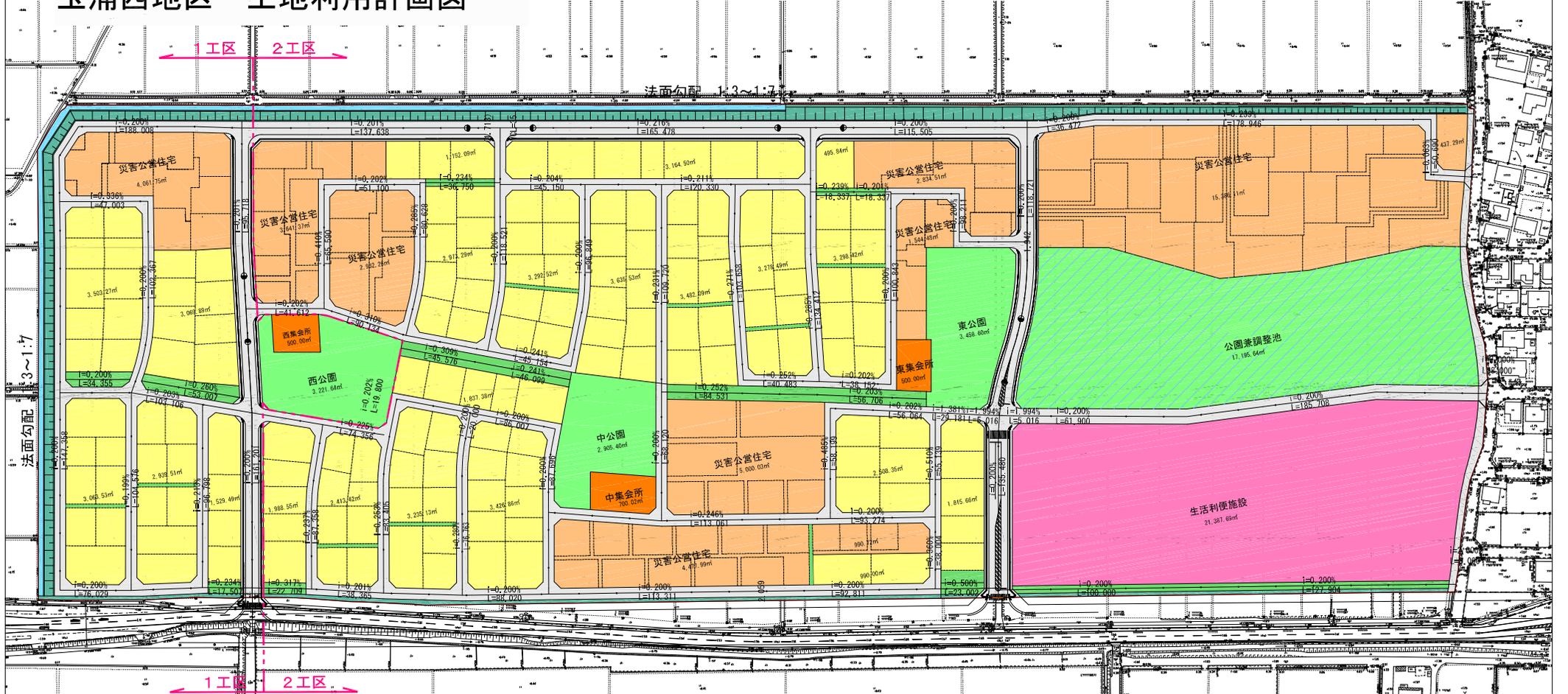
種 類	番号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担の 状況
		幅 員	延長(m)	面積(m ²)			
道 路	12-1～ 12-2	15.0～ 12.0	505	6,436.26	岩沼市	岩沼市	申請者
道 路	10.5-1	10.5	406	4,287.36	岩沼市	岩沼市	申請者
道 路	8-1	8.0	253	2,050.51	岩沼市	岩沼市	申請者
道 路	6-1～ 6-18	6.0	3,760	23,131.44	岩沼市	岩沼市	申請者
通路(緑道)	T8-1～ T8-4	8.0	317	2,536.95	岩沼市	岩沼市	申請者
通路(緑道)	T6-1～ T6-3	6.0	63	530.41	岩沼市	岩沼市	申請者
通路(緑道)	T4-1～ T4-3	4.0	309	1,198.44	岩沼市	岩沼市	申請者
通路(緑道)	FP-3～ FP-20	2.0	309	618.49	岩沼市	岩沼市	申請者
雨水排水		BOX600× 600～1400 ×1400	1,519		岩沼市		申請者
汚水排水		PRP φ 150 ～250	4,681		岩沼市		岩沼市
水 路		U1200× 800	645	1,828.31	名取土地改良区	岩沼市	申請者
水 路 (道路)		VS1000× 800～1000 ×1000	255	1,160.03	岩沼市	岩沼市	申請者
水 路		VS1400× 1400	103		岩沼市	岩沼市	岩沼市
上水道		PE φ 100～ 150	5,575		岩沼市		申請者
消火栓 (地下式)		12基			岩沼市		申請者
公 園 (調整池)		3箇所 (1箇所) (容量) (12000 m ³)		3,221.64 2,905.40 3,458.60 17,195.64	岩沼市	岩沼市	申請者
緑 地		2.0		1,478.38	岩沼市	岩沼市	申請者

法	面	5.8~8.5		6,087.58	岩沼市	岩沼市	申請者
---	---	---------	--	----------	-----	-----	-----

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の内容（建設時期等）
集会所	1,700.02 m ²	岩沼市	3箇所

玉浦西地区 土地利用計画図



土地利用表

種別	種別	1区	1区	2区	2区	全体	全体	備考
		面積 (m ²)	比率 (%)	面積 (m ²)	比率 (%)			
宅用地	戸建住宅	14,105.69	41.2	42,988.12	26.0	57,093.81	28.6	
	災害公営住宅	4,061.75	11.9	37,244.76	22.5	41,306.51	20.7	
	生活利便施設街区			21,387.69	12.9	21,387.69	10.7	
	集会所	500.00	1.5	1,200.02	0.7	1,700.02	0.9	
	公園・防災調整池			17,195.64	10.4	17,195.64	8.6	
公共施設用地	公園	3,221.64	9.4	6,364.00	3.9	9,585.64	4.8	
	法面(緑地扱い)	2,275.40	6.6	5,290.56	3.2	7,565.96	3.8	
	緑道	930.63	2.7	3,953.66	2.4	4,884.29	2.4	
	水路	1,007.46	2.9	820.85	0.5	1,828.31	0.9	
	道路	8,163.73	23.8	28,901.87	17.5	37,065.60	18.6	
	合計(開発区域)	34,266.30	100.0	165,347.17	100.0	199,613.47	100.0	

路線名	岩沼市押字新筒下	地内
箇所	平成	年度
工事名	土地利用計画図	工事
図名	位置	
縮尺	1:1000	
設計者	製長	
	図番	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 岩沼市桜一丁目6番20 氏名 岩沼市長 井口 経		※手数料欄 
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	林地区 岩沼市押分字北土手81-2（一部）, 81-3 81-4, 82-1
	2 開発区域の面積	6,844.23平方メートル
	3 予定建築物等の用途	穀類乾燥調製施設、育苗施設及び農業機械格納庫
	4 工事施行者住所氏名	未 定
	5 工事着手予定年月日	平成25年 5月10日
	6 工事完了予定年月日	平成25年 8月 9日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書 （ そ の 1 ）

開発区域に含まれる地域の名称	林地区 岩沼市押分字北土手81-2（一部）, 81-3, 81-4, 82-1								
設計の方針	穀類乾燥調製施設及び育苗施設、農業用機械格納庫を建設することを目的とした造成工事である。 雨水排水は、ほ場内支線排水路を経て、下野郷排水路に放流する。 造成の切土は、開発区域内における造成計画高で調整用に流用する。								
地域区分	イ 市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	ⓐ 市街化調整区域 ニ 準都市計画区域	用途地域等	なし					
区内等	宅地造成工事 規制区域	内 Ⓧ	その他						
工区分	工区	第1工区(林)	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	林地区 押分字北土手 81-2（一部） 81-3, 81-4, 82-1							
	面積	m ² 6,844.23	m ²	m ²	m ²	m ² 6,844.23			
開発区域の別	地目	宅地	農地	山林	法定外公物	その他	計		
	面積	m ²	m ² 6,844.23	m ²	m ²	m ²	m ² 6,844.23		
	割合	%	% 100.0	%	%	%	% 100.0		
土地所有者の現状	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ²	m ²	m ² 6,844.23	m ²	m ² 6,844.23			
	割合	%	%	% 100.0	%	% 100.0			
土地利用計画	区分	宅地用地			公共施設用地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道路	緑地	その他		
	面積	m ²	m ² 6,436.04	m ²	m ²	m ² 408.19	m ²	m ² 6,844.23	
割合	%	% 93.04	%	%	% 5.96	%	% 100.0		
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	区画	m ²		m ²			m ²		
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 貯 水 槽 ② 火 水 の 他	計画戸数	戸建	共同	計		
					—	—	—		
	計画人口	—	人	人口密度	— 人/ha				

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

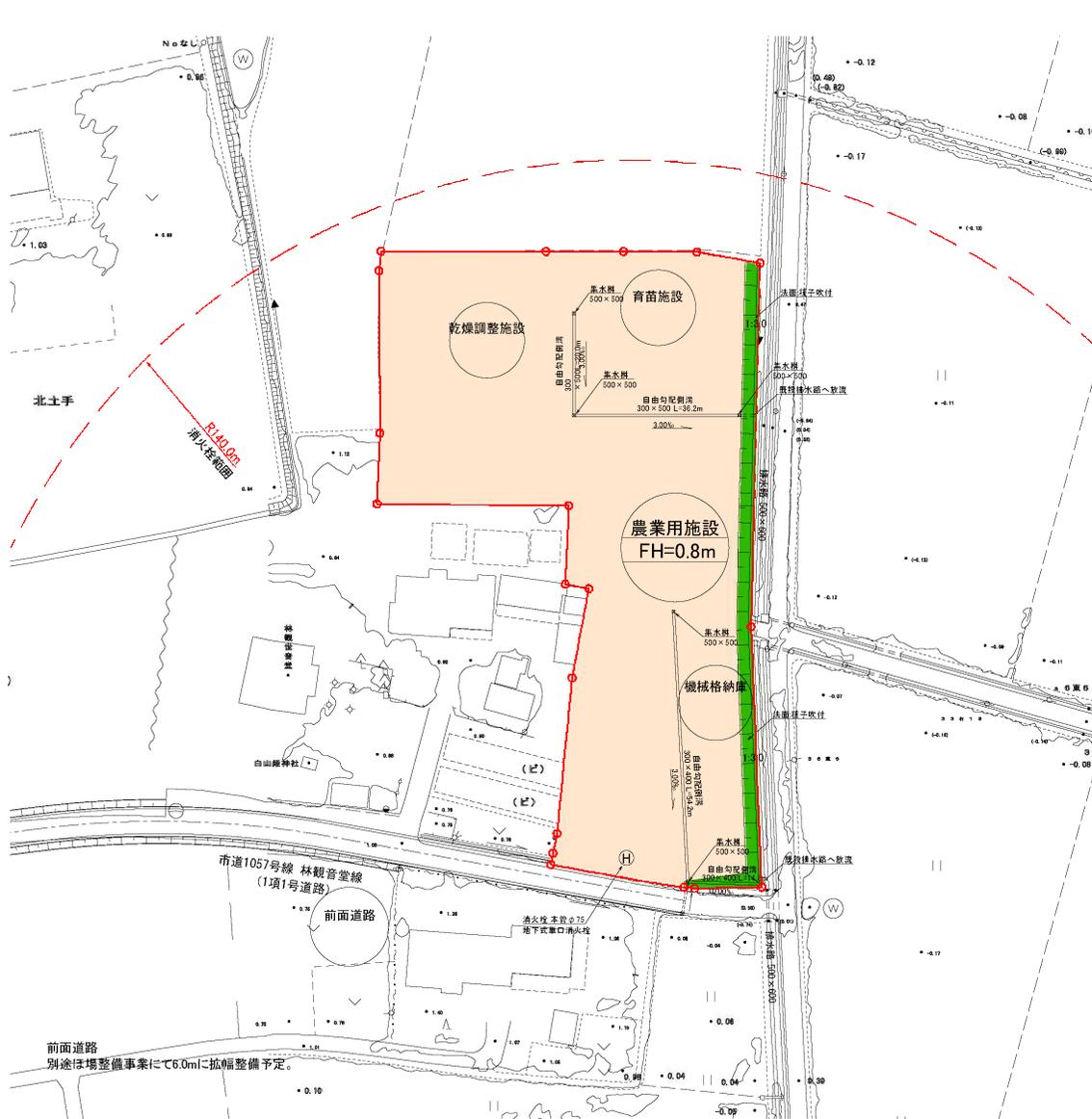
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
緑地	①			408.19㎡	岩沼市	なし	なし
消火栓	②			1基	岩沼市	なし	なし
給水施設	③		193.6m		岩沼市	なし	なし
排水施設	④		110.4m		岩沼市	なし	なし

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
- 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図



工事番号	被災地域農業復興総合支援事業		
路線名			
箇所	岩沼市 林地内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	土地利用計画図		
縮尺	A1:1:500	位置	
設計者	奥田 晋也	設計年度	
宮城県岩沼市	図番		

様式第 1 0 法第49条第 4 項第 1 号関係（都市計画法第29条第 1 項・ 2 項の開発許可）

都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 岩沼市桜一丁目6番20号 氏名 岩沼市長 井口 経明		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	寺島地区 岩沼市寺島字寺島 132（一部）, 133（一部）, 134-5, 134-6, 134-7, 134-8, 134-9
	2 開発区域の面積	7,733.82 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	穀類乾燥調製施設、育苗施設及び農業機械格納庫
	4 工事施行者住所氏名	未 定
	5 工事着手予定年月日	平成 2 5 年 5 月 1 0 日
	6 工事完了予定年月日	平成 2 5 年 8 月 9 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書 （ そ の 1 ）

開発区域に含まれる地域の名称	寺島地区 岩沼市寺島字寺島132, 133, 134-5, 134-6, 134-7, 134-8, 134-9								
設計の方針	穀類乾燥調製貯蔵施設及び育苗施設、施設園芸、農業用機械格納庫を建設することを目的とした造成工事である。 雨水排水は、ほ場内支線排水路を経て貞山堀に放流する。 造成計画における盛土は購入土を利用する。								
地域地区等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域		用途地域等	なし				
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
区等	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域			その他					
	宅地造成工事規制区域	内 ㊧ 外							
工区分	工 区	第1工区（寺島）	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	別紙のとおり							
	面積	m ² 7,733.82	m ²	m ²	m ²	m ²	m ² 7,733.82		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m ²	m ² 7,733.82	m ²	m ²	m ²	m ² 7,733.82		
	割合	%	% 100.0	%	%	%	% 100.0		
土地の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ²	m ²	m ² 7,733.82	m ²	m ² 7,733.82			
	割合	%	%	% 100.0	%	% 100.0			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	緑 地	その他	m ²	m ²
	面積	m ²	m ² 7,432.26	m ²	m ²	m ² 301.56	m ²	m ²	m ² 7,733.82
割合	%	% 96.10	%	%	% 3.90	%	%	% 100.0	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	区画	m ²		m ²			m ²		
	—	—		—			—		
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用水道 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 ② 貯 水 槽 ③ ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
					—	—	—		
				計画人口	— 人	人口密度	— 人/ha		

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

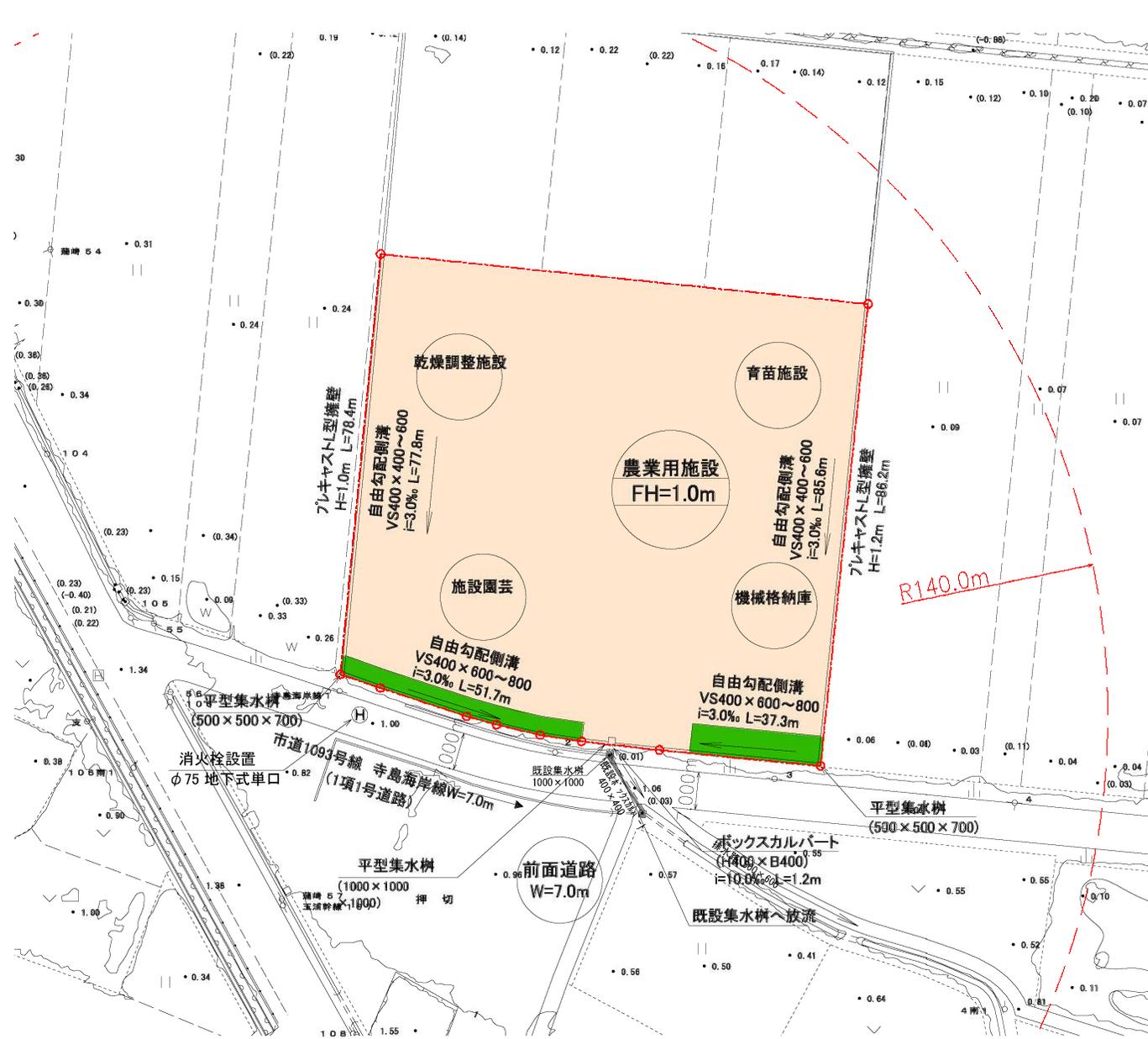
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
緑地	緑地			301.56㎡	岩沼市	なし	なし
消火栓	消火栓			1基	岩沼市	なし	なし
上水道	上水道		166.7m		岩沼市	なし	なし

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
- 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

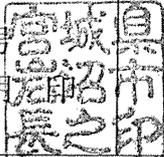
土地利用計画図



工事番号	被災地域農業復興総合支援事業		
路線名			
箇所	岩沼市 寺島地内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	土地利用計画図		
縮尺	A1:1:500	位置	
設計者	奥田 晋也	設計年度	
宮城県岩沼市	図番		

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 岩沼市桜一丁目6番20号 氏名 岩沼市長 井口 経明		※手数料欄 
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	玉浦南部地区 岩沼市寺島字浜里 68-1, 68-2, 69, 70-2, 71, 71-2
	2 開発区域の面積	4,948.99 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	穀類乾燥調製施設及び育苗施設
	4 工事施行者住所氏名	未 定
	5 工事着手予定年月日	平成25年 5月10日
	6 工事完了予定年月日	平成25年 8月9日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書 （ そ の 1 ）

開発区域に含まれる地域の名称	玉浦南部地区 岩沼市寺島字浜里68-1, 68-2, 69, 70-2, 71-1, 71-2								
設計の方針	穀類乾燥調製貯蔵施設及び育苗施設を建設することを目的とした造成工事である。 雨水排水は、ほ場内支線排水路を経て貞山堀に放流する。 造成の切土は、造成計画における造成計画高で調整用に流用する。								
地域	イ 市街化区域	ⓐ 市街化調整区域		用途地域等	なし				
地域	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
地域	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区等	宅地造成工事 規制区域	内		Ⓧ 外	その他				
工区分	工 区	第1工区（玉浦）	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計		
	地名及び地番	別紙のとおり							
	面 積	m ² 4,948.99	m ²	m ²	m ²	m ²	m ² 4,948.99		
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面 積	m ² 4,948.99	m ²	m ²	m ²	m ²	m ² 4,948.99		
	割 合	% 100.0	%	%	%	%	% 100.0		
土地所有者の現状別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面 積	m ²	m ² 4,948.99	m ²	m ²	m ² 4,948.99			
	割 合	%	% 100.0	%	%	% 100.0			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	緑 地	その他		
	面 積	m ²	m ² 4,716.19	m ²	m ²	m ² 232.80	m ²	m ²	m ² 4,948.99
割 合	%	% 95.30	%	%	% 4.70	%	%	% 100.0	
区画設定計画	区 画 数	最 大 区 画 面 積		最 小 区 画 面 積			区 画 の 平 均 面 積		
	区画	m ²		m ²			m ²		
上水道施設	① 公 営 水 道	消 防 水 利 施 設	イ 消 火 栓 ロ 貯 水 槽 ハ そ の 他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
	② 簡 易 水 道			—	—	—	—		
	③ 専 用 水 道			計 画 人 口		— 人	人 口 密 度		— 人/ha
④ そ の 他									

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

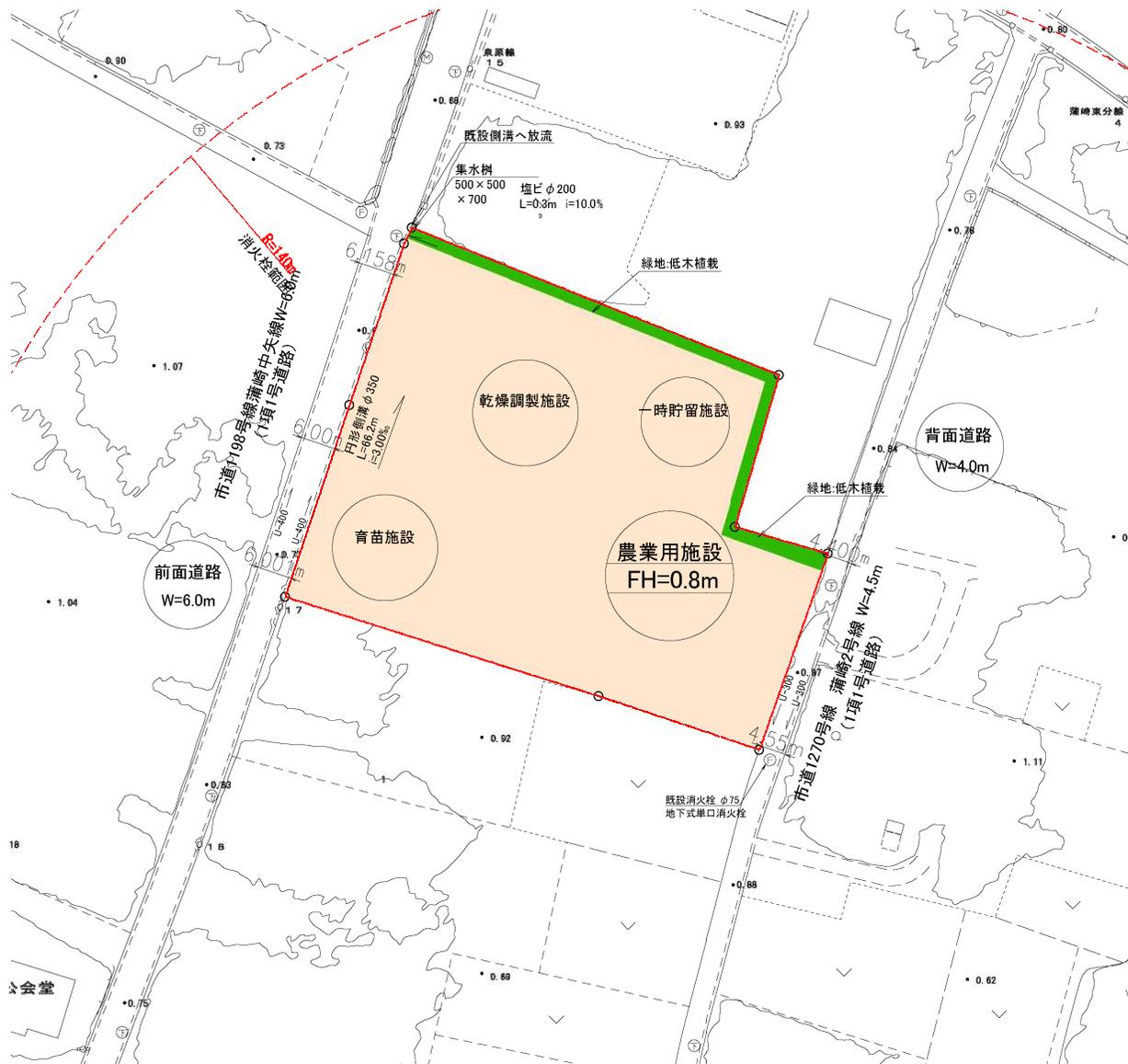
種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
緑地 上水道	緑地 上水道		108.3m	232.80㎡	岩沼市 岩沼市	なし なし	なし なし

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）

- (注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。
- 2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

土地利用計画図



工事番号	被災地域農業復興総合支援事業		
路線名			
箇所	岩沼市 玉浦南部地内		
工事名	平成	年度	工事
図面名	土地利用計画図		
縮尺	A1:1:500	位置	
設計者		設計年度	
宮城県岩沼市		図番	

事業実施年度	自 平成 23 年度
	至 平成 <u>29</u> 年度

岩沼市防災集団移転促進事業計画書 (第1回変更)

<(第1回変更)の第5回軽微な変更>

都道府県名	市町村名
宮 城 県	岩 沼 市

【変更時の記載方法】	
・変更時	<u>変更後(赤字)</u> 変更前(黒字)
・追加時	<u>変更後(赤字)</u>
・削除時	<u>変更前(黒字)</u>

上段：変更後
下段：変更前

1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
あいのかま 相野釜地区	m ² 381,219 (152,564)	平成24年12月17日指定 未指定 <u>災害危険区域においては、住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他居住室を有する建築物を建築してはならない。</u> <u>ただし、第2種区域においては、条例に定める基準に適合し、災害防止上支障がないと市長が認めるときは、規定を適用しない。</u>	戸 <u>111</u> 116	戸 <u>111</u> 116	戸 0	今回の東日本大震災により、本市東部沿岸の6地区は全ての住宅が全壊となるなど、壊滅的な状況となった。 当該地は今後、岩沼市震災復興計画に基づき、津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には2.0～8.0mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
ふじそね 藤曾根地区	<u>80,176</u> 78,735 (29,371)		19	19	0	
にのくら 二野倉地区	221,016 (110,265)		91	91	0	
はせがま 長谷釜地区	<u>194,670</u> 192,500 (99,390)		74	74	0	
かばさき 蒲崎地区	<u>329,451</u> 328,309 (164,233)		<u>127</u> 128	<u>127</u> 128	0	
しんばま 新浜地区	135,270 (52,248)		43	43	0	
計	<u>1,341,802</u> 1,337,049 (608,071)		<u>465</u> 471	<u>465</u> 471	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）
宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）
農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

※ 第一回第1回軽微な変更にて変更

2 移転促進区域内にある住居の数等

上段：変更後
下段：変更前

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
相野釜地区	戸 111 — 116	戸 (53) (63) 111 — 116	世帯 136 — 230	世帯 (63) (73) 136 — 230	人 417 — 513	人 (194) (222) 417 — 513	
藤曽根地区	19	(7) (13) 19	20	(8) (14) 20	80	(25) (45) 80	
二野倉地区	91	(51) (58) 91	101	(56) (64) 101	359	(185) (199) 359	
長谷釜地区	74	(52) (52) 74	82	(57) (58) 82	274	(140) (142) 274	
蒲崎地区	127 — 128	(69) (78) 127 — 128	130 — 133	(77) (84) 130 — 133	487 — 490	(221) (241) 487 — 490	
新浜地区	43	(21) (34) 43	46	(21) (35) 46	167	(60) (111) 167	
計	465 — 471	(253) (298) 465 — 471	515 — 612	(282) (328) 515 — 612	1,784 — 1,883	(825) (960) 1,784 — 1,883	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

※ 第一回第1回軽微な変更にて変更

上段：変更後
下段：変更前

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				◎合計
	住宅敷地		用◎ 公 営 住 宅	◎ 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	◎ 面 積 計	公 益 的 施 設	◎ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合			
	区 画 数	面 積												
玉浦西地区	区画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	※ m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	本地区は既存土地区画整理事業地区に隣接した地区であり、コンパクトな市街地の形成、安全性、利便性、造成・維持管理コスト等の観点から最適であると判断した。	農地
	158 173	(52,140) (57,090)	(25,484) (23,069)	(77,624) (80,159)	38,826 41,300	1,700	(29,285) (30,800)	8,533 10,600	(78,344) (84,400)	21,387 22,100	(12.1%) (11.8%)	(177,356) (186,659)		
三軒茶屋西地区	区画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	本地区は既存の土地区画整理事業地区の一部であり、移転までの期間短縮、安全性、造成コスト等の観点から最適であると判断した。	宅地
	12 29	(0) 3,481 7,800	(0) 0	(0) 3,481 7,800	0	0	0	0	0	0	(0.0%) 0.0%	3,481 7,800		
計	区画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	170 202	(55,621) (64,890)	(25,484) (23,069)	(81,105) (87,959)	38,826 41,300	1,700	30,777 30,800	8,533 10,600	79,836 84,400	21,387 22,100		203,094 207,400		

- (注)
- 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
 - 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
 - 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
 - 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
 - 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
 - 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
 - 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

※ 調整池兼公園17194.74㎡のうち、災害公営住宅整備事業（防集事業対象者以外向け）との按分により15703.38㎡のみ防集事業の補助対象

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			㊦ 住宅敷地 総面積	㊦ 住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
玉浦西地区	区画	戸		m ²	m ²	貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地を計画している場合、1区画の貸付地として計上。
	158	111	269	57,085	361	
	173	126	299	56,300	325	
三軒茶屋西地区	区画	戸		m ²	m ²	貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地を計画している場合、1区画の貸付地として計上。
	12		12	3,481	290	
	29	0	29	7,800	269	
計	170	111	281	60,565	356	
	202	126	328	64,100	317	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。
 5 〔赤書き〕は変更後又は新規追加。

上段：変更後
下段：変更前

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			◎ 用地取得費	◎ 用地取得単価 =◎ / ◎	◎ 住宅敷地造成費	◎ 住宅敷地整備費 = (◎ * ◎ / ◎) + ◎	◎ 関連公共施設等用地造成費	◎ 関連公共施設用地等整備費 = (◎ * ◎ / ◎) + ◎
	◎ 総面積	◎ 住宅敷地面積 =3(2)◎	◎ 関連公共施設等用地面積 =3(1)◎						
玉浦西地区	$\frac{156,816}{162,800}$ m ²	$\frac{57,085}{56,300}$ m ²	$\frac{78,344}{84,400}$ m ² ※	$\frac{650,206}{674,819}$ 千円	4.1	$\frac{981,731}{1,107,660}$ 千円	$\frac{1,218,421}{1,341,028}$ 千円	$\frac{1,347,356}{1,660,507}$ 千円	$\frac{1,672,196}{2,010,352}$ 千円
三軒茶屋西地区	$\frac{3,481}{7,800}$	$\frac{3,481}{7,800}$	0	$\frac{116,271}{332,057}$	$\frac{33.4}{42.6}$	0	$\frac{116,271}{332,057}$	0	0
計	$\frac{160,297}{170,600}$	$\frac{60,565}{64,100}$	$\frac{78,344}{84,400}$	$\frac{766,477}{1,006,876}$		$\frac{981,731}{1,107,660}$	$\frac{1,334,692}{1,673,085}$	$\frac{1,347,356}{1,660,507}$	$\frac{1,672,196}{2,010,352}$

※ 用地取得単価については、未取得分の鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

(注) 1 面積の「◎ 総面積」欄には、様式3(1)「◎ 合計」欄の下段の数値から様式3(1)「◎ 公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。
2 面積の「◎ 住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「◎ 住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

※ 調整池兼公園のうち、災害公営住宅整備事業分の1491.36m²を含まない。

上段：変更後
下段：変更前

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			◎ 住宅敷地 整備費 =3(3)◎	◎ 分譲地の 分譲価格	◎ 分譲地の 市場価格	◎ 住宅敷地 の平均面積 =3(2)◎	◎ =330/◎ ※ 1以上の 時は1とす る	◎ 補助対象経費 =(◎・Max(◎, ◎)) ◎
	貸付地	分譲地	◎ 合計	貸付地	分譲地	◎ 合計						
玉浦西地区	区画 <u>123</u> 173	区画	区画 <u>123</u> 173	m ² <u>39,519</u> 56,300	m ² 0	m ² <u>39,519</u> 56,300	千円 <u>843,496</u> 1,341,028	千円 0	千円 0	m ² <u>321</u> 325	1.00000 <u>1.00000</u> 1.00000	千円 <u>843,496</u> 1,341,028
※		<u>(31)</u>	<u>(31)</u>		<u>3,731</u>	<u>3,731</u>	<u>79,631</u>	<u>106,460</u>	<u>106,460</u>	<u>120</u>	<u>1.00000</u>	<u>0</u> #DIV/0!
		<u>35</u>	<u>35</u>		<u>13,835</u>	<u>13,835</u>	<u>295,294</u>	<u>387,309</u>	<u>387,309</u>	<u>395</u>	<u>0.83484</u>	<u>0</u> -573,388
(小計)	<u>123</u>	<u>35</u>	<u>158</u>	<u>39,519</u>	<u>17,566</u>	<u>57,085</u>	<u>1,218,421</u>	<u>493,769</u>	<u>493,769</u>	<u>361</u>	<u>0.91338</u>	<u>843,496</u> #DIV/0!
三軒茶屋西地区	<u>10</u> 29		<u>10</u> 29	<u>2,674</u> 7,800		<u>2,674</u> 7,800	<u>87,781</u> 332,057	0	0	<u>267</u> 269	1.00000	<u>87,781</u> 332,057
※		<u>(1)</u>	<u>(1)</u>		<u>241</u>	<u>241</u>	<u>8,607</u>	<u>8,607</u>	<u>8,607</u>	<u>241</u>	<u>1.00000</u>	<u>0</u>
		<u>2</u>	<u>2</u>		<u>566</u>	<u>566</u>	<u>19,882</u>	<u>19,882</u>	<u>19,882</u>	<u>283</u>	<u>1.00000</u>	<u>0</u>
(小計)	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>2,674</u>	<u>807</u>	<u>3,481</u>	<u>116,271</u>	<u>28,490</u>	<u>28,490</u>	<u>290</u>	<u>1.00000</u>	<u>87,781</u>

上段：変更後
下段：変更前

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			◎ 住宅敷地整備費 =3(3)◎	◎ 分譲地の分譲価格	◎ 分譲地の市場価格	◎ 住宅敷地の平均面積 =3(2)◎	◎ =330/◎ ※ 1以上の時は1とする	◎ 補助対象経費 =(◎・Max(◎, ◎)) ◎
	貸付地	分譲地	◎ 合計	貸付地	分譲地	◎ 合計						
計	133		133	42,193		42,193	931,277			317	1.00000	931,277
	202	0	202	64,100	0	64,100	1,673,085	0	0	317	1.00000	1,673,085
*		(32)	(32)		3,972	3,972	88,238	115,067	115,067	124	1.00000	0
		37	37		14,400	14,400	315,176	407,191	407,191	389	0.84789	0
(合計)	133	37	170	42,193	18,372	60,565	1,334,692	522,259	522,259	356	0.92627	931,277

(注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。

2 ◎は小数点6桁以降を切り捨てること。

3 [赤書き]は変更後又は新規追加。

~~4 貸付地と分譲地を合わせて1つの住宅敷地が計画されている場合、これを1区画の貸付地とし、貸付面積と分譲面積の和を当該貸付地の面積として計上する。~~

※広い住宅敷地を希望する移転者の意向を反映して、330㎡を超える区画を整備し、330㎡までを貸し付け、超過分を分譲する区画がある（玉浦西地区で31区画、三軒茶屋西地区で1区画）。それらについては、貸付分（補助対象）と分譲分（補助対象外）の面積を別行で記載している。

上段：変更後
下段：変更前

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
玉浦西地区	商業施設	16,339m ²	借地 未定 株式会社 イトーチェーン		本市の復興計画の具現化に不可欠な施設であり採算性を担保するため借地とした。
	老人福祉施設	3,000m ²	借地 未定		事業の特殊性を考慮し採算性を担保するため借地とした。
	保育所等	5,000m ²	岩沼市 未定		事業の特殊性を考慮し採算性を担保するため借地とした。
	給水棟	48m ²	岩沼市		
		計 21,387m ² 施設用地の面積 22,100m ²		12.1% 11.8%	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「◎住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

上段：変更後
下段：変更前

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			◎ 用地取得費 =3(3)◎ * ◎ 千円	◎ 用地造成費 千円	◎ 分譲地の分譲価格 千円	◎ 分譲地の市場価格 千円	◎ 補助対象経費 =(◎ +◎) - Max(◎ , ◎) 千円
	貸付地	分譲地	◎ 合計	貸付地	分譲地	◎ 合計					
玉浦西地区	区画 <u>4</u> 未定	区画 <u> </u> 未定	区画 <u>4</u> 未定	m ² <u>21,387</u> 未定	m ² <u> </u> 未定	m ² <u>21,387</u> 22,100	<u>88,677</u> 91,606	<u>367,811</u> 434,801	0	0	<u>456,488</u> 526,407
計	<u>4</u> 未定	<u> </u> 未定	<u>4</u> 未定	<u>21,387</u> 未定	<u> </u> 未定	<u>21,387</u> 22,100	<u>88,677</u> 91,606	<u>367,811</u> 434,801	0	0	<u>456,488</u> 526,407

上段：変更後
下段：変更前

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助成措置	助成内容	補助対象経費	対象戸数	備考
住宅の建設または購入	住宅建設1戸あたり ⁴⁵⁷ 444万円を限度額として一括して補助する。	千円 <u>612,380</u> 896,880	戸 <u>134</u> 202	補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
<u>住宅の建設または購入及び住宅用地の購入</u>	<u>住宅の建設については1戸あたり457万円、住宅用地の購入については265.7万円を限度額として一括して補助する。</u>	<u>260,172</u> 0	<u>36</u> 0	補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
計		<u>872,552</u> 896,880	<u>170</u> 202	

5 関連公共施設の整備

上段：変更後
下段：変更前

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
玉浦西地区	団地内道路	$W=12m$ (一部 $15m$) $L=505m$ $W=10.5m$ $L=407m$ (街路樹を含む)	千円	千円
		区画道路 $W=14m$ $L=869m$		
		$W=8m$ $L=253m$ 、 $W=6m$ $L=3,760m$	406,241	406,241
		$W=8m$ $L=826m$ 、 $W=6m$ $L=3,047m$	506,045	506,045
	道路照明 13基			
	特殊道路 $W=4m$ $L=309m$ 、 $W=6m$ $L=63m$			
	特殊道路 $W=4m$ $L=656m$			
	飲用水給水施設	PE $L=5,575m$	166,471	166,471
		PP $L=8,618m$	219,698	219,698
	公園・緑地	4箇所 $A=26,781m^2$ (照明、遊具、植栽、防災トイレ、駐車場、丘、ステージ、遊歩道、フェンス、看板を含む)		
4箇所 $A=25,800m^2$ (他ポケットパーク含む)				
内1箇所は調整池併用型公園 ($A=17,196m^2$ $A=16,800m^2$ 湛水量12,000t)		413,336	413,336	
雨水排水	緑道 $W=8m$ $L=317m$ 、 $W=2m$ $L=309m$	879,875	879,875	
	緑道 $W=8m$ $L=371m$ 、 $W=2m$ $L=367m$			
水路	$L=1,519m$	240,909	240,909	
	雨水排水 $L=540m$	115,720	115,720	
水路	農業用用水路切替 $W=2.7m$ $L=650m$	0	0	
集会施設	3箇所 (S造2階建 $200m^2$ 1箇所、木造平屋 $100m^2$ 2箇所)	35,750	35,750	
その他	地区外周安全施設整備 (フェンス、側溝、斜面緑化)	114,885	114,885	
	法面緑化	115,720	115,720	
三軒茶屋西地区	公共施設整備済	37,203	37,203	
		13,838	13,838	
計		1,379,044	1,379,044	
		1,886,646	1,886,646	

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

上段：変更後
下段：変更前

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
相野釜地区	㎡	㎡	㎡	円	円	円		<ul style="list-style-type: none"> ・公園(千年希望の丘) ・<u>太陽光発電</u> ・<u>道路</u> ・<u>河川</u> ・<u>分譲（一部：防災集団移転対象者の移転先（事業用地））</u> ・<u>区画整理事業（西原）</u> ・<u>農地</u> ・<u>用水機場</u> ・<u>水路</u> ・<u>農業用加工施設</u> ・<u>風力発電</u>
	(152,564)	(41,332)	(165,218)	11,805	15,200	4,396	2,678,447	
	152,564	10,430	163,489				<u>14,589</u>	
藤曾根地区								<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農地</u> ・<u>道路</u> ・<u>河川</u> ・<u>太陽光発電</u> ・<u>排水機場</u> ・<u>風力発電</u>
	(29,371)	<u>(2,767)</u> (1,326)	(44,339)	8,250	8,250	2,480	355,672	
	29,371	412	44,339				<u>2,266</u>	
二野倉地区								<ul style="list-style-type: none"> ・公園(千年希望の丘) ・<u>排水機場</u> ・<u>携帯電話中継局</u> ・<u>太陽光発電</u> ・<u>牧場（管理棟含む）</u> ・<u>ドックラン</u> ・<u>アニマルシェルター</u> ・<u>農園</u> ・<u>交流広場</u> ・<u>風力発電</u>
	(110,265)	(10,410)	(83,617)	9,486		2,810	1,280,985	
	110,265		83,617				<u>22,712</u>	

上段：変更後
下段：変更前

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
長谷釜地区	(99,390)	<u>(10,554)</u> (8,384)	(69,182)	9,150		2,810	1,099,351	<ul style="list-style-type: none"> ・公園(千年希望の丘) ・道路 ・農業施設(ライスセンター) ・農地 ・保安林 ・風力発電
	99,390	0	69,182					
蒲崎地区	(164,233)	<u>(12,685)</u> (11,543)	(130,316)	8,250	8,250	2,480	1,697,868	<ul style="list-style-type: none"> ・公園(千年希望の丘) ・道路 ・農業施設(ライスセンター) ・農地 ・保安林 ・雇用創出企業用地 ・風力発電
	164,233	2,395	130,316					
新浜地区	(52,248)	(4,468)	(70,880)	7,697		2,250	561,637	<ul style="list-style-type: none"> ・公園(千年希望の丘) ・農地 ・道路 ・保安林 ・風力発電
	52,248		70,880					
計	(608,071)	<u>(82,216)</u> (77,463)	(563,552)				<u>8,005,150</u>	/
	608,071	13,237	561,823				7,673,960	

※ 買取単価については、変更分の鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動がある。

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

上段：変更後
下段：変更前

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
相野釜地区	建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定する。 なお、災害危険区域は2地域に区分する。 災害危険区域においては、住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他居住室を有する建築物を建築してはならない。 ただし、第2種区域においては、条例に定める基準に適合し、災害防止上支障がないと市長が認めるときはこの限りではない。 貞山堀より東側の区域は住居の用に供する建築物を建築してはならない。 貞山堀より西側の区域は津波に対して構造耐力上安全な建築物以外の建築物を建築してはならない。	岩沼市災害危険区域に関する条例 平成24年12月17日公布・施行 移転促進区域は、平成24年度中に災害危険区域の指定を行う予定	
藤曾根地区			
二野倉地区			
長谷釜地区			
蒲崎地区			
新浜地区			

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

※ ~~第一回第1回軽微な変更にて変更~~

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
			千円	千円
玉浦西地区	農業共同施設	公益的施設用地で整備を行う予定	0 49,720	0 49,720
計			0 49,720	0 49,720

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

上段：変更後
下段：変更前

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
離農等をする場合	移転促進区域から住居を移転するとともに離農した場合、 <u>2,394,000</u> 一戸あたり2,372,000円を上限として補助する。	千円 <u>189,760</u> 189,760	戸 80	戸数及び補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
その他の場合	移転促進区域から住居を移転した場合、 <u>802,000</u> 一戸あたり780,000円を上限として補助する。	<u>300,300</u> 304,980	<u>385</u> 391	戸数及び補助対象経費については限度額で算定しているため、今後変動する可能性がある。
計		<u>490,060</u> 494,740	<u>465</u> 471	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画
(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	23-25 23-24		千円 766,477 1,006,876	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	造成	24-26 24-25		2,696,898 3,202,968							
	小計				3,463,376 4,209,844	4,463,316 6,182,608	3,059,961 4,209,844	2,677,466 3,683,613	785,910 526,231			
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補助	24-29 24-25		872,552 896,880	872,552 1,430,160	872,552 896,880	763,483 784,770	109,069 112,110			
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	25-26 24-25	○	1,379,044 1,886,646	1,006,261 1,174,568	1,379,044 1,886,646	1,206,664 1,650,815	172,380 235,831		防災調整池機能の設置及び調整池に誘導する雨水排水幹線の設置に大きな費用を要するため	
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地、農地の買取り	24-29 24-25		8,005,150 7,673,960		8,005,150 7,673,960	7,004,506 6,714,715	1,000,644 959,245			
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備	共同作業所等整備	26 25		0 49,720	349,283 251,086	0 49,720	0 43,505	0 6,215			
移転費助成	移転費助成	引越費用等助成	24-29 24-25		490,060 494,740	490,060 494,740	490,060 494,740	428,802 432,897	61,258 61,843			
合計					14,210,182 15,211,790		13,806,767 15,211,790	12,080,921 13,310,315	2,129,261 1,901,475			

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

(2)住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1 m ² 当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
		円						

- (注) 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

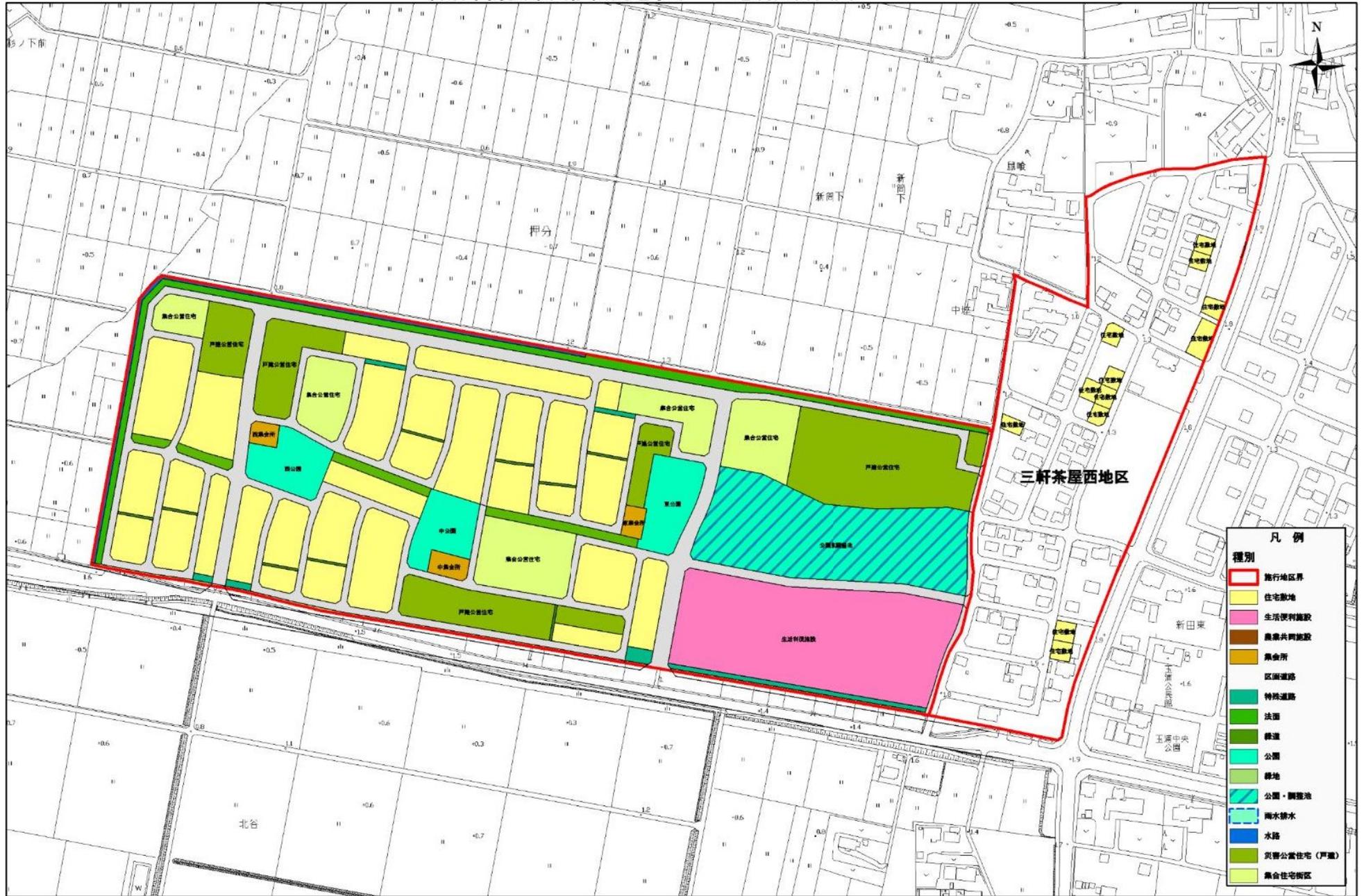
上段：変更後
下段：変更前

(3) 年度別計画

事業の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
	千円	千円	千円					千円
住宅団地用地取得及び造成		(1,547,205)	(1,886,271)	(29,900)				(3,463,376)
		(1,828,437)	(2,381,407)	(0)				(4,209,844)
		(1,328,875)	(1,322,428)	(26,163)				(2,677,466)
		(1,599,882)	(2,083,731)	(0)				(3,683,613)
住宅建設等助成		(0)	(14,763)	(151,296)	(181,481)	(23,000)	(502,012)	(872,552)
		(48,840)	(848,040)	(0)				(896,880)
		(0)	(12,918)	(132,384)	(158,796)	(20,125)	(439,260)	(763,483)
		(42,735)	(742,035)	(0)				(784,770)
公共施設整備		(0)	(1,264,159)	(114,885)				(1,379,044)
		(35,750)	(1,850,896)	(0)				(1,886,646)
		(0)	(1,106,140)	(100,524)				(1,206,664)
		(31,281)	(1,619,534)	(0)				(1,650,815)
宅地及び農地の買取り		(4,349,601)	(1,762,451)	(527,960)	(347,135)	(54,420)	(963,583)	(8,005,150)
		(3,069,584)	(4,604,376)	(0)				(7,673,960)
		(3,805,901)	(1,542,145)	(461,965)	(303,743)	(47,617)	(843,135)	(7,004,506)
		(2,685,886)	(4,028,829)	(0)				(6,714,715)
農林水産業基盤等整備			(0)	(0)				(0)
			(49,720)	(0)				(49,720)
			(0)	(0)				(0)
			(43,505)	(0)				(43,505)
移転費助成		(1,862)	(16,732)	(40,823)	(41,790)	(9,000)	(379,853)	(490,060)
		(8,580)	(486,160)	(0)				(494,740)
		(1,629)	(14,641)	(35,720)	(36,566)	(7,875)	(332,371)	(428,802)
		(7,507)	(425,390)	(0)				(432,897)
合計	(0)	(5,898,668)	(4,944,377)	(864,864)	(570,406)	(86,420)	(1,845,448)	(14,210,182)
		(4,991,191)	(10,220,599)	(0)	(0)			(15,211,790)
		(5,136,405)	(3,998,272)	(756,756)	(499,105)	(75,617)	(1,614,766)	(12,080,921)
	0	(4,367,291)	(8,943,024)	(0)	(0)			(13,310,315)

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。

岩沼市防災集団移転促進事業 土地利用計画図



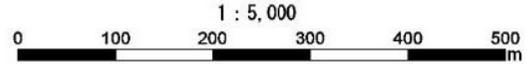
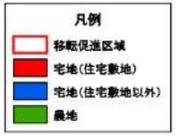
凡例	
	施行地区界
	住宅敷地
	生活便利施設
	農業共同施設
	集会所
	区画道路
	特殊道路
	法道
	緑道
	公園
	緑地
	公園・調整池
	水路
	災害公営住宅（厳重）
	集合住宅街区

1:3,000
0 50 100 200 300 400 500m

岩沼市防災集団移転促進事業 位置図



岩沼市防災集団移転促進事業 区域図



岩沼市防災集団移転促進事業 区域図

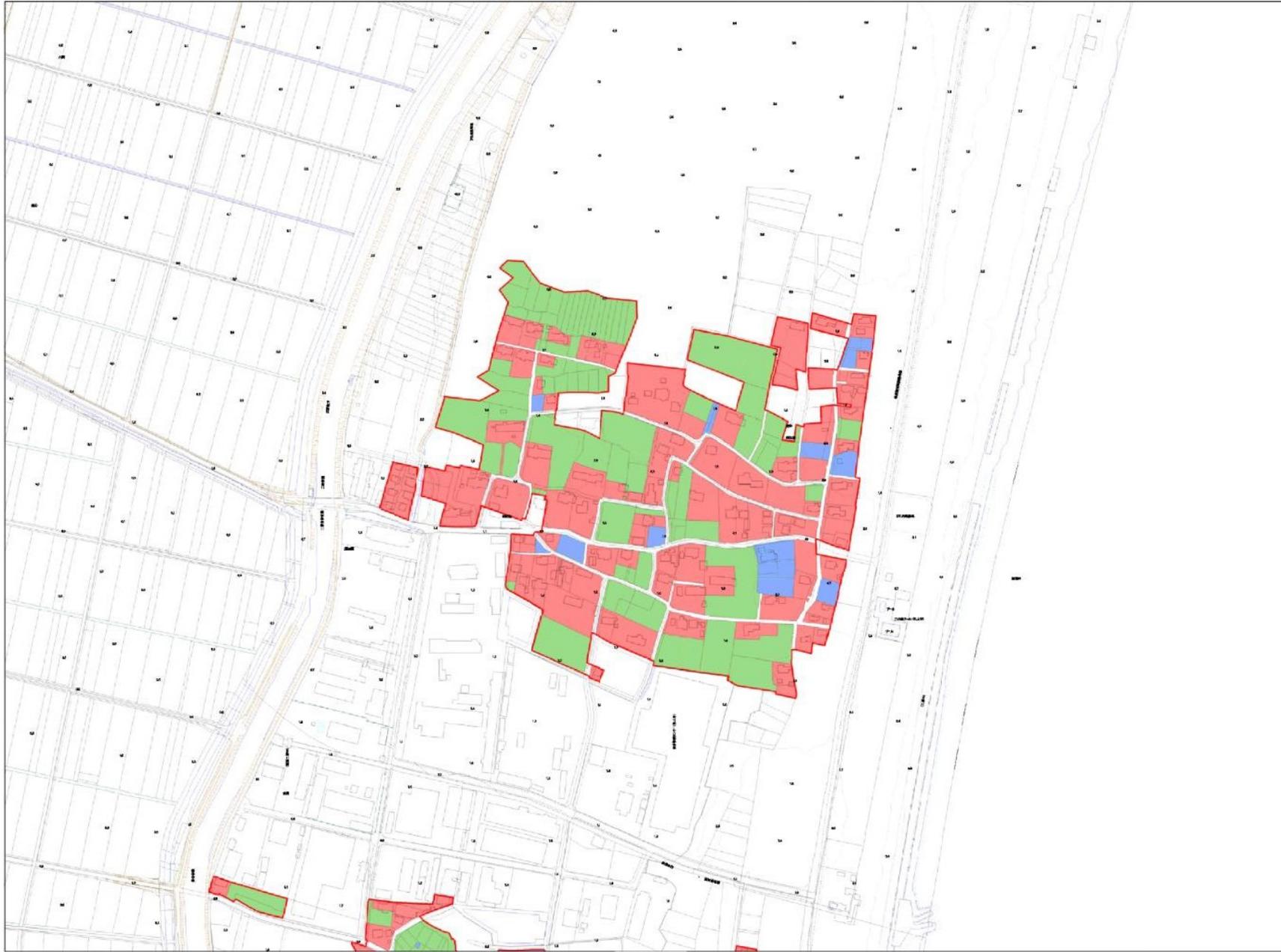


- 相野倉地区
- 藤巻根地区
- 二部倉地区
- 長谷倉地区
- 蒲崎地区 1
- 蒲崎地区 2
- 新元地区

- 凡例
- 移転促進区域
 - 宅地 (住老敷地)
 - 宅地 (住老敷地以外)
 - 農地



岩沼市防災集団移転促進事業 区域図



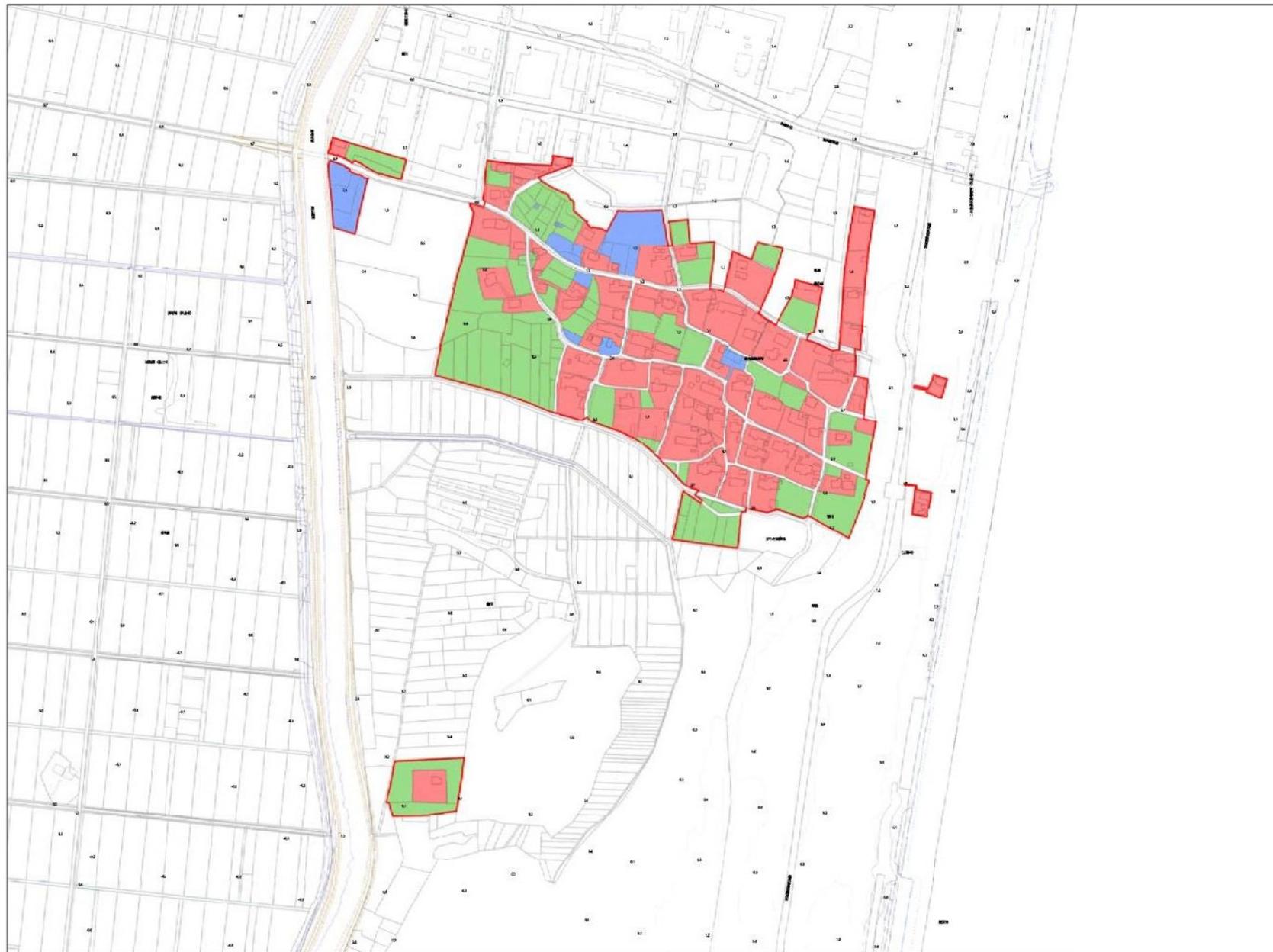
- N
- 相野釜地区
 - 藤曾根地区
 - 野倉地区
 - 長谷釜地区
 - 清崎地区1
 - 清崎地区2
 - 新浜地区

- 凡例
- 移転促進区域
 - 宅地(住宅敷地)
 - 宅地(住宅敷地以外)
 - 農地

1 : 5,000

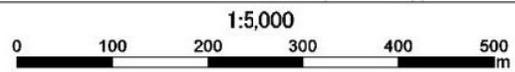
0 100 200 300 400 500 m

岩沼市防災集団移転促進事業 区域図

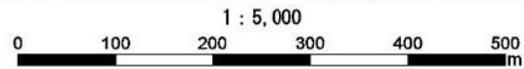
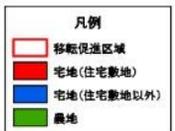
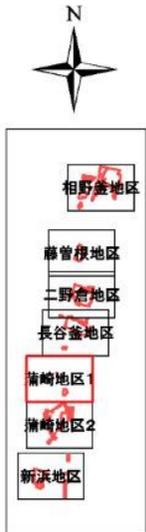
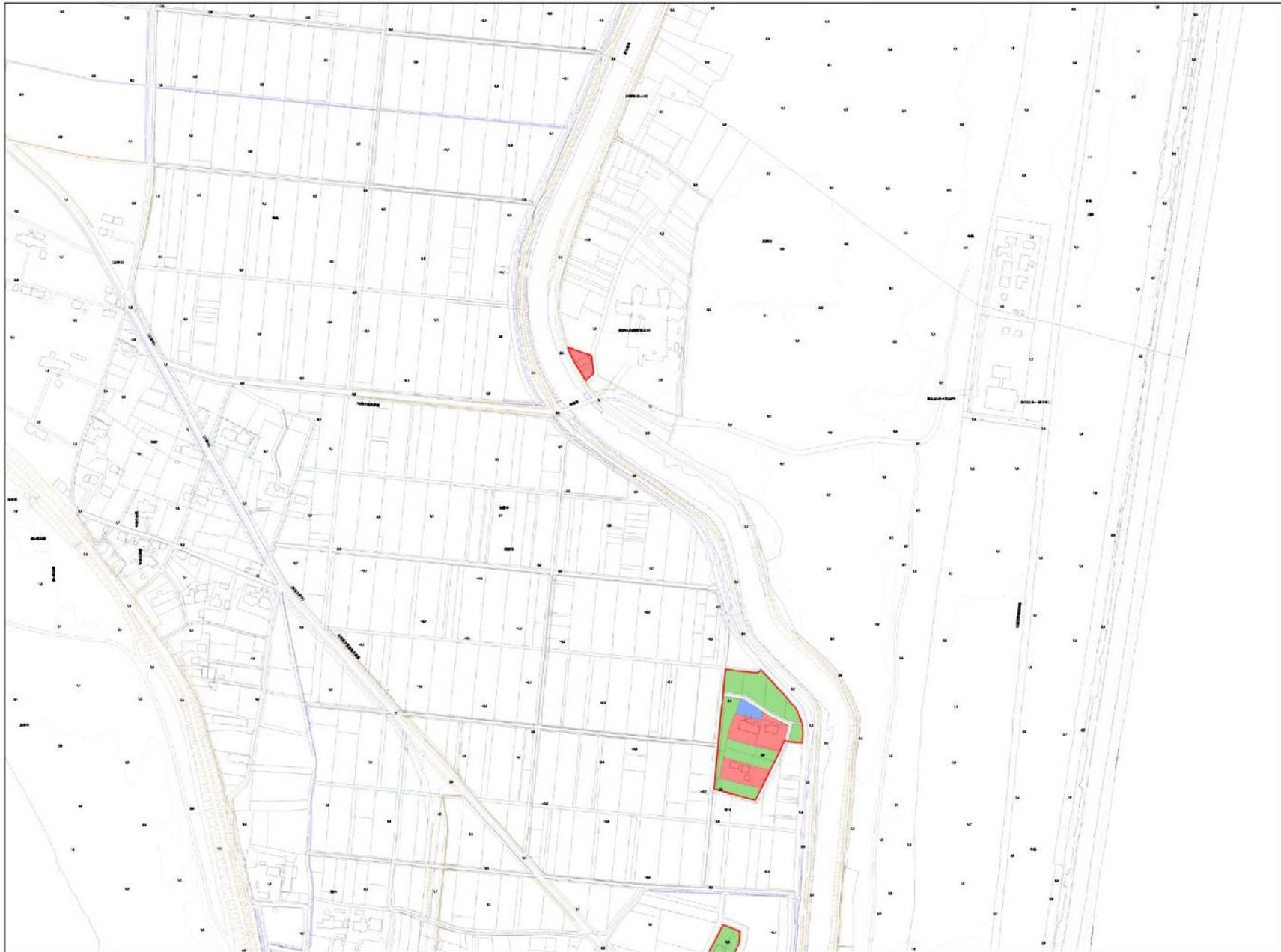


- 相野釜地区
- 藤普根地区
- 二野倉地区
- 長谷釜地区
- 蒲崎地区1
- 蒲崎地区2
- 新浜地区

- 凡例
- 宅地 (住宅敷地)
 - 宅地 (住宅敷地外)
 - 農地



岩沼市防災集団移転促進事業 区域図



岩沼市防災集団移転促進事業 区域図



- N
- 相野倉地区
 - 藤巻根地区
 - 二部倉地区
 - 長谷倉地区
 - 蒲崎地区 1
 - 蒲崎地区 2
 - 新丁地区

- 凡例
- 移転促進区域
 - 宅地 (住老敷地)
 - 宅地 (住老敷地以外)
 - 農地

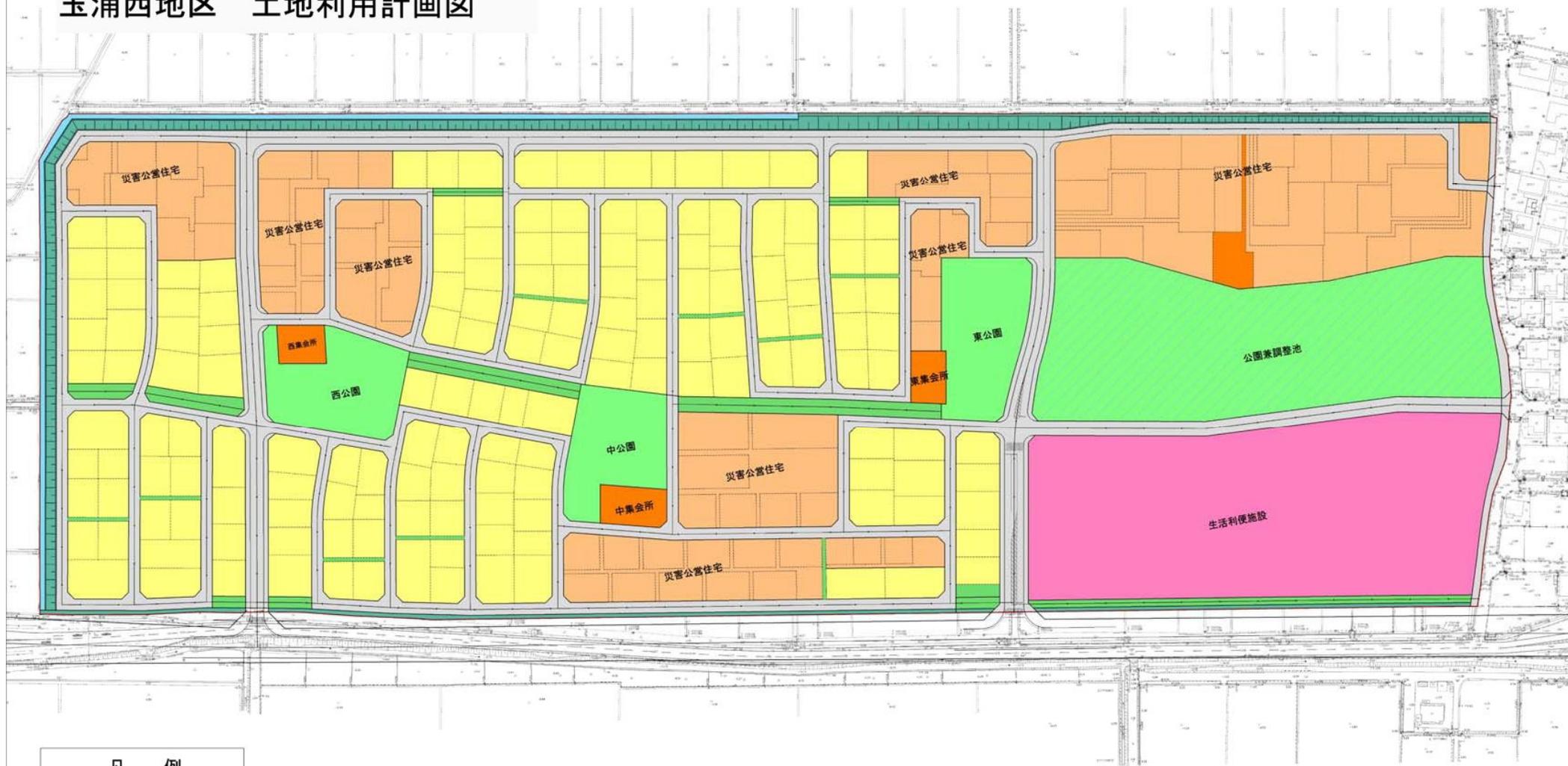


岩沼市防災集団移転促進事業 区域図



1 : 5,000
0 100 200 300 400 500 m

玉浦西地区 土地利用計画図



凡 例	
	防災集団移転
	災害公営住宅
	生活利便施設
	集会所
	公園
	緑道
	緑地(県道沿い)
	法面緑地
	水路
	道路